

第4章 長期給付事業（厚生年金）

★公立学校共済組合「一般組合員の方」のみ対象となります。

（給付貸付課年金担当 ☎03 (5320) 6828）



1 年金に関連する手続

◆共済組合の年金事務手続は、「標準報酬記録」や「履歴カード」に基づき行っています。

事 項	手 続 内 容	手引
採 用	日本年金機構が付番する「基礎年金番号通知書」の送付（所属所経由） 対象：国民年金・厚生年金未加入者（20歳未満の方等）	P212
転 入	公務員厚生年金の前歴がある方が、一般組合員になった場合には届出を行う	P34
再 就 職	公務員期間に係る老齢又は障害年金の受給権がある方が、一般組合員になった場合には届出を行う	P35
育 児	3歳未満の子を養育している期間の標準報酬の特例に関する届出	P216
在外教育施設 派 遣	適用証明書の申請 「社会保障協定」に基づく派遣先の国の年金制度加入免除	P172
一定の障害状態 になったとき	在職時の疾病による障害厚生（共済）年金の請求 障害程度の認定依頼→認定→請求	P196
死 亡	組合員の遺族による遺族厚生年金の請求 受給要件の確認→請求	P204
年金情報の提供	①年金等相談コーナーの利用（年金、退職手当、医療保険）	P268
	②ご自宅宛て送付 ・ねんきん定期便（全ての公的年金の加入期間及び年金見込額等） ・年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書	P215
	③インターネット利用による情報提供 ・ねんきんネット（年金記録の確認、年金見込額の試算など） →マイナポータルからの登録又は「ねんきんネットのユーザーID取得」のいずれかが必要。ねんきんネットのトップページにアクセス後、年金記録を確認する→月別の年金記録を確認する→4.年金見込額の順に進む。	P215

※参考（年金以外の手続）

事 項	手 続 内 容	手引
採 用	①組合員資格取得 基礎年金番号を報告 給付貸付課資格担当 03 (5320) 6826	P30
	②厚生年金保険料及び退職等年金分掛金の払込み 公務員厚生年金保険加入（20歳～60歳到達の前月までは国民年金の被保険者にもなります。） 福利厚生課経理担当 03 (5320) 6822	P17
結 婚	国民年金第3号被保険者の届出代行 対象：組合員に扶養されている配偶者（20歳～60歳） 給付貸付課資格担当 03 (5320) 6826	P82
出 産・育 児	産前産後休業及び育児休業の保険料（掛金）免除の申出 福利厚生課経理担当 03 (5320) 6822	P20

退職・異動・転出

	事 由	提出書類	内 容 (P38 参照)	被扶養配偶者
1	年金支給開始年齢前に退職	退職届書 兼 年金待機者登録届書	1月以上の組合員期間がある場合、将来の年金受給に備え、年金待機者として登録 (P191 参照)	国民年金第3号被保険者の届出 (P82 参照) (給付貸付課資格担当)
2	他共済転出 他支部異動	組合員転出・異動届書等	引き続き他共済に転出する場合 (P193参照) 引き続き他支部に異動する場合 (P193参照)	
3	老齢厚生年金が決定している方が退職	退職届書 兼 年金待機者登録届書	受給権発生時から退職時までの期間を年金額に算入、在職による支給停止の解除	☎03(5320)6826

4.1

年金に関連する手続

退職後の年金手続について

	退職後の状況	年金制度 (実施機関)	定年退職時の手続	受給権発生*4時の手続
①	再就職しない	加入なし		
②	暫定（定年前）再任用 短時間勤務 非常勤教員 時間講師等*1 臨時的任用教職員*2 民間企業等への就職	一般厚生年金 (日本年金機構)	「退職届書 兼 年金 待機者登録届書」 の提出(P191 参照)	受給権発生の2～3か月前に最後に加入していた実施機関より請求書類を送付
③	再就職する 私立学校教職員	私学厚生年金 (日本私立学校振興・共済事業団)		↓ 請求手続 (ワンストップサービスにより、どの実施機関でも提出可能)
④	暫定再任用フルタイム勤務教職員*3	公務員厚生年金 (公立学校共済組合)	手続なし	
⑤	教育庁（事務局・学校教職員等）以外の国家公務員、地方公務員（正規職員）	公務員厚生年金 (国家公務員共済組合、地方職員共済組合など)	「組合員転出・異動届書」の提出	

- * 1 時間講師等は、平成 28 年 10 月より厚生年金・健康保険の加入条件が拡大されています。
- * 2 臨時的任用教職員は、令和 2 年度からは任用初日から、それ以前は任用が引続いた場合 13 月目から一般組合員となりましたが、令和 4 年 10 月 1 日の法改正に伴い、短期組合員に変更となりました。これにより、加入年金制度が、公務員厚生年金から一般厚生年金へ変更になっています。
- * 3 フルタイム勤務で受給権発生前に退職する場合 → 「退職届書 兼 年金待機者登録届書」を提出してください。
- * 4 「特別支給の老齢厚生年金」の受給権発生年齢は、生年月日により異なります（P183 参照）。

老齢厚生年金の支給開始年齢（65 歳）に達した後も在職中の方（※）の手続

※ 暫定再任用フルタイム勤務、東京都立大学勤務が該当します。

	事由	必要手続及び書類	所属所での手続
①	65 歳に到達	【年金請求手続】 誕生日の前月までに東京支部から所属所経由で年金請求書等を送付	不要
②	資格喪失時	【退職手続】 退職する年の 2 月中旬までに東京支部から所属所経由で退職手続の必要書類を送付（P194 参照）	【年度末資格喪失】 → 不要 【年度末以外の資格喪失】 → 給付貸付課年金担当へご連絡ください

65 歳到達前に退職される場合は、65 歳時の手続書類はご自宅宛てに送付されます。

4-1

年金に関連する手続

2 厚生年金の概要

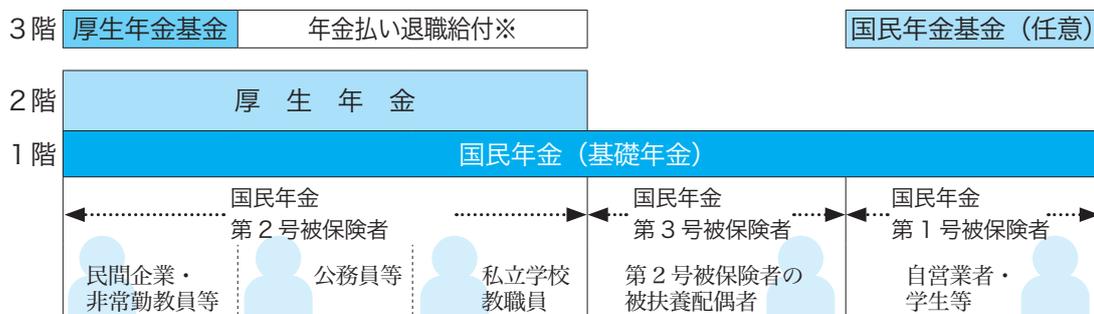
1 公的年金制度

昭和 61 年 4 月 1 日以降、20 歳以上の全ての方に国民年金への加入が義務付けられました。

この結果、公務員は共済年金制度に加入するとともに、国民年金制度（基礎年金）にも加入（20 歳以上から 60 歳未満までの間）することになり、共済年金や厚生年金の被用者年金は、基礎年金の上乗せとして、報酬（給料等）に比例した年金給付を行っています。

なお、平成 27 年 10 月、共済年金は被用者年金制度一元化により厚生年金保険に統合されました。職域年金相当部分は廃止となり、公務員の新たな退職給付として「退職等年金給付（年金払い退職給付）」が創設されました。

【公的年金の体系】



※ 「年金払い退職給付」に関しては、P190 を参照ください。

2 厚生年金の名称と実施機関

加入する厚生年金の名称と実施機関は下表のとおりです。

公立学校共済組合の一般組合員は、公務員厚生年金の被保険者で、年金の決定や支払を行う実施機関は公立学校共済組合となります。

加入する 厚生年金	厚生年金被保険者			
	一般厚生年金 (第一号厚生年金)	公務員厚生年金		私学厚生年金 (第四号厚生年金)
		(第二号厚生年金)	(第三号厚生年金)	
加入者	民間企業勤務、 臨時的任用教職員等※ 非常勤教員等	国家公務員	地方公務員等（公立学校 教職員等を含む。）	私立学校教職員
実施機関	日本年金機構 (年金事務所)	国家公務員共済組合	地方公務員共済組合 (公立学校共済組合、 東京都職員共済組合、 市町村職員共済組合等)	日本私立学校振興・ 共済事業団

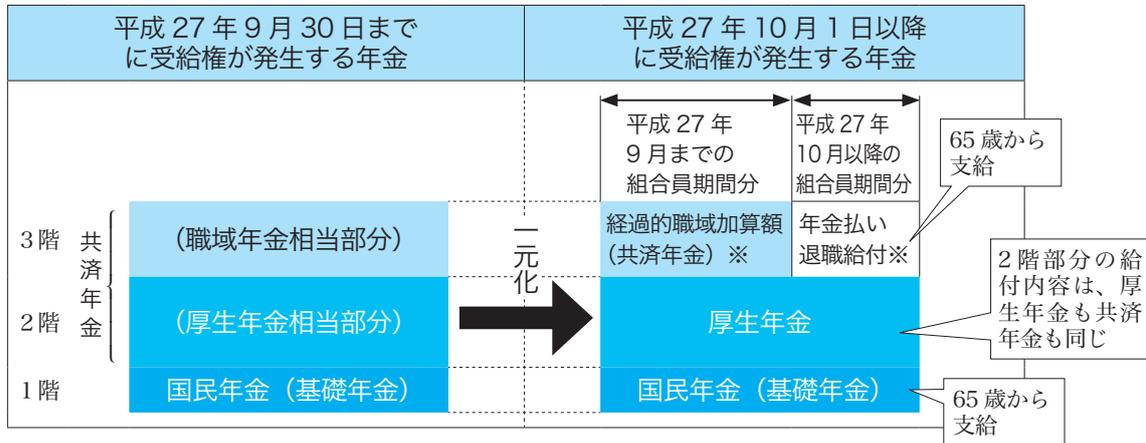
※ 臨時的任用教職員は、令和 2 年度からは任用初日から、それ以前は任用が引続いた場合 13 月目から一般組合員となりましたが、令和 4 年 10 月 1 日の法改正に伴い、短期組合員に変更となりました。これにより、加入年金制度が、公務員厚生年金から一般厚生年金へ変更になっています。

3 共済年金と厚生年金の一元化

平成 27 年 10 月の被用者年金一元化により、公務員等共済組合の組合員も厚生年金保険に加入することとなり、年金の仕組みが変わりました。

なお、平成 27 年 10 月 1 日以前に決定した共済年金は、従前の制度に基づいて支給されます。

《被用者年金制度一元化のイメージ図》



※ 平成 27 年 9 月までの公務員期間がある方には、その期間に応じた旧共済年金の職域年金相当部分が「経過的職域加算額」（共済年金）として、受給権発生年齢から支給されます。

また、平成 27 年 10 月以降の期間に応じて、65 歳から「年金払い退職給付」が支給されます。

平成 27 年 9 月末日までに退職した方	平成 27 年 10 月 1 日をまたいで在職する方	平成 27 年 10 月 1 日以降に就職する方
職域年金相当部分	経過的職域加算額	年金払い退職給付

4 年金の種類

年金給付は支給される事由（以下「給付事由」という。）によって次の三つの種類に分けられ、受給するためには、それぞれ一定の支給要件があります。

給付事由の異なる複数の公的年金の受給権がある場合は、原則として一番有利な給付事由の年金を選択して受給することになります。（一人一年金の原則）

給付事由	国民年金 (基礎年金)	厚生年金		手引
		種類	支給要件	
老齢給付	老齢基礎年金	老齢厚生年金	一定の厚生年金保険の加入期間があり、支給開始年齢に達したときに支給される年金	P183
障害給付	障害基礎年金	障害厚生年金	厚生年金保険の加入期間中に初診日がある傷病により一定以上の障害状態となった場合に支給される年金	P196
遺族給付	遺族基礎年金	遺族厚生年金	厚生年金保険の被保険者又は被保険者であった者が死亡したときに遺族に支給される年金	P204

5 厚生年金の支給額

年金額は、次の (A)、(B)、(C) を合わせた額となります。

(A) 給料比例部分

保険料額に比例する部分で、平均標準報酬及び組合員期間により算出します。

(B) 定額部分※

定額単価×組合員月数（480 月限度）×スライド率（＝老齢基礎年金に相当する額）

※ 昭和 36 年 4 月 1 日生まれまでの退職している方が、下記のいずれかに該当する場合に、65 歳までに受給できる特別支給の老齢厚生年金の特例として (A) に加算して支給されます。

- ・特別支給の老齢厚生年金の受給権発生時に障害等級 3 級以上の方
- ・組合員期間が 44 年以上の方

(C) 加給年金額

老齢厚生年金、障害厚生年金の受給権者が下記 1「受給者本人の要件」のいずれかに該当し、かつ、下記 2「加給年金額の対象者と要件」を満たす配偶者又は子を有する場合、加算されます。

1 受給者本人の要件

(1) 老齢厚生年金

- ア 組合員期間が 20 年以上で（本来支給の）老齢厚生年金の受給権発生時（65 歳～）
- イ 特別支給の老齢厚生年金の受給者で「(B) 定額部分」が支給される場合

(2) 障害厚生年金

障害等級 1 級又は 2 級に該当する障害厚生年金を受給されている方

2 加給年金額の対象者と要件

受給者本人の受給権発生時（障害厚生年金の場合は受給権発生日又はその翌日以後）において、受給者と生計を共にし、下表の要件を満たす方

対象者	年齢要件	収入要件	加算額（令和 7 年度）
配偶者	65 歳未満の配偶者※ 1	・恒常的収入が年額 850 万円未満又は所得額が 655.5 万円未満	老齢厚生年金の場合 …415,900 円 障害厚生年金の場合 …239,300 円
子 ※ 2	・18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子 ・20 歳未満で障害等級が 1、2 級に該当する障害状態にある子	・老齢厚生年金の場合は、収入限度額以上であっても、おおむね 5 年以内に定年等の理由で収入が上記の額を下回る見込みの場合は該当	2 人まで（1 人につき） …239,300 円 3 人目から（1 人につき） …79,800 円

※ 1 加給年金額対象者が 20 年以上の加入期間を有する老齢厚生年金又は障害年金を受けた場合、加給年金額は支給停止となります。

※ 2 障害厚生年金には、子を対象とした加給年金額はありますが、障害基礎年金に子の加算があります。

(参考) 振替加算について

配偶者が 65 歳に到達した場合、受給者への加給年金額は消滅しますが、昭和 41 年 4 月 1 日生まれまでの配偶者には、65 歳から受給する老齢基礎年金に、生年月日に応じた額が加算されます。

また、「生計維持関係のある配偶者」の老齢基礎年金の支給が 65 歳を超えて開始される場合、加給年金額の対象者でない方でも、振替加算の対象になる場合があります。

6 老齢給付

「老齢厚生年金」は、公的年金加入期間が10年以上ある方が、65歳に達したときに支給されます。併せて国民年金法による老齢基礎年金も支給されます。

なお、経過措置として、昭和36年4月1日以前に生まれた方については、下表のとおり65歳までの間、段階的に特別支給の老齢厚生年金が支給されます。

【老齢給付の支給開始年齢】

生年月日	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
昭28.4.2 ～昭29.10.1		特別支給の退職共済年金				経過的職域 老齢厚生年金 老齢基礎年金
↓↓↓ 厚生年金に統合 ↓↓↓						
昭29.10.2 ～昭30.4.1		経過的職域加算額（共済年金） 特別支給の老齢厚生年金				老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭30.4.2 ～昭32.4.1			経過的職域加算額（共済年金） 特別支給の老齢厚生年金			老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭32.4.2 ～昭34.4.1				経過的職域加算額（共済年金） 特別支給の老齢厚生年金		老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭34.4.2 ～昭36.4.1					経過的職域加算額（共済年金） 特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭36.4.2～						経過的職域加算額（共済年金） 老齢厚生年金 老齢基礎年金

注）民間企業等で勤務していて、一般厚生年金に加入していた期間がある女性の場合、その期間の年金の支給開始年齢は公務員厚生年金より早くなっており、生年月日によって下表の年齢から一般厚生年金を受給できます。

生年月日	昭29.4.2～ 昭33.4.1	昭33.4.2～ 昭35.4.1	昭35.4.2～ 昭37.4.1	昭37.4.2～ 昭39.4.1	昭39.4.2～ 昭41.4.1	昭41.4.2～
支給開始年齢 (特別支給)	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 (本来支給)

(1) 支給要件

特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金
<ul style="list-style-type: none"> ●60歳以上65歳未満であること ●厚生年金加入期間が1年以上あること ●公的年金加入期間が10年以上あること 	<ul style="list-style-type: none"> ●65歳以上であること ●厚生年金加入期間が1年以上あること ●公的年金加入期間が10年以上あること

※ 厚生年金加入期間・・・全ての厚生年金（公務員共済組合や民間期間等の厚生年金）の加入期間を合算した期間

※ 公的年金加入期間・・・全ての公的年金制度（厚生年金及び国民年金）の加入期間を合算した期間

(2) 支給開始年齢到達時の手続

誕生日の前月までに東京支部から所属所経由で本人宛てに請求関係書類を送付します。必要書類を整え、誕生日以降に提出してください。

なお、戸籍等の公的機関発行書類については、誕生日以降に交付を受けてください。交付日が誕生日より前ですと受領できませんのでご注意ください。

(3) 65歳時の手続（老齢厚生年金の請求）（対象：昭和36年4月1日以前生まれの方）

昭和36年4月1日以前に生まれた方は、65歳に達すると、「特別支給の老齢厚生年金」は消滅し、「(本来支給の)老齢厚生年金」を受給することとなります。

年度末年齢65歳の一般組合員の方には、65歳の誕生日前に、東京支部から所属所経由で本人宛てに請求関係書類を送付しますので、必要事項を記入の上、必ず提出をしてください。提出がない場合、年金を受給できません。

なお、65歳の誕生日前に退職（資格喪失）している場合は、公立学校共済組合本部よりご自宅へ請求関係書類を送付します。

(4) 繰上げ支給

60歳以降であれば、希望により1月当たり0.4%※の割合で減額された年金を繰り上げて受給することができます。ただし、支給される年金額は生涯減額されたままの額となる等の制約（P186参照）がありますので十分検討の上、請求してください。

※昭和37年4月1日以前生まれの方の減額率は、

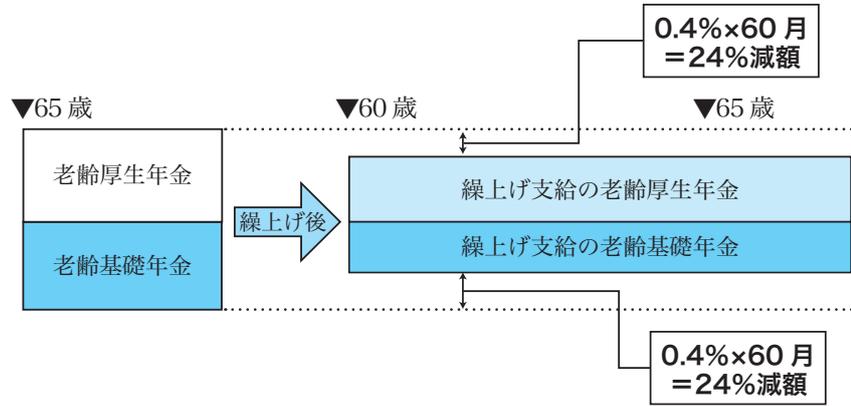
0.5%（最大30%）となります。

繰上げ期間	減額率
5年（60月）	24%
4年（48月）	19.2%
3年（36月）	14.4%
2年（24月）	9.6%
1年（12月）	4.8%

ア 繰上げ請求の方法

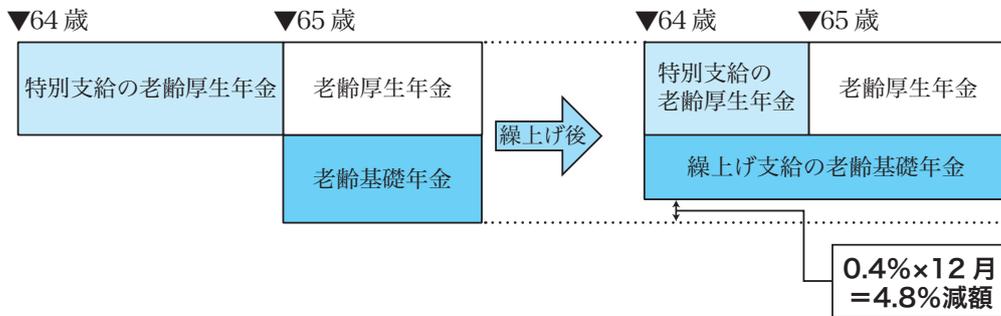
(ア) 60歳以降、老齢厚生年金支給開始年齢前に繰り上げて受給をする場合は、全ての公的年金の老齢給付を同時に繰り上げて受給することが条件となります。老齢厚生年金のみ又は老齢基礎年金のみの繰上げ請求はできません。(対象：S36.4.2 生まれ以降の方)

(例:65歳支給開始(昭和39年4月2日生まれ)の方が60歳で繰上げ請求した場合)



(イ) 特別支給の老齢厚生年金支給開始年齢到達後は、65歳から支給開始の「老齢基礎年金」を繰上げ受給することができます。(対象：S36.4.1 生まれ以前の方)

(例:64歳支給開始(昭和35年4月2日生まれ)の方が64歳で老齢基礎年金を繰上げ請求した場合)



イ 繰上げ支給の手続

繰上げ希望月の前月に請求することが必要です。請求を希望する方は、P186の注意を確認の上、給付貸付課年金担当までご連絡ください。

なお、上記 ア (イ) の「老齢基礎年金」のみ繰上げを希望する方は、年金事務所へ連絡してください。

● 繰上げ請求を行った場合、以下の制約がありますので、ご注意ください。

- 1 繰上げ支給により減額された年金は生涯にわたって続きます。このため、受取り期間の長短により、繰上げ請求しない場合よりも受取り総額が減少する場合があります。
- 2 繰上げ請求を行った後に、取消しをすることはできません。
- 3 繰上げ請求を行った後は、障害基礎（共済・厚生）年金に関する以下の請求等ができなくなります。
 - (1) 事後重症などによる障害基礎（厚生）年金の請求
 - (2) 繰上げ請求を行った後に初診日がある障害基礎年金の請求
 - (3) 3級の障害共済（厚生）年金を受給されている方の障害の程度が増進した場合の改定請求
- 4 繰上げ請求を行った後に、国民年金の寡婦年金※を請求することはできません。また、既に寡婦年金を受給している方については、寡婦年金の権利はなくなります。
- 5 繰上げ請求を行った後に、国民年金の任意加入被保険者になることはできません。
- 6 繰上げ請求を行った後に、以下に該当する場合は繰上げ支給の老齢厚生年金の一部（又は全部）が支給停止となる場合があります。
 - (1) 障害基礎（共済・厚生）年金・遺族基礎（共済・厚生）年金の受給権がある場合
 - (2) 厚生年金の被保険者（一般・国共済・地共済・私学共済）である場合
 - (3) 雇用保険の基本手当を受給する場合

※ 寡婦年金は、国民年金第1号被保険者としての保険料納付済み期間等が10年以上（平成29年7月31日以前死亡の場合は25年以上）ある夫が年金を受けずに死亡した場合に、10年以上婚姻関係があった妻に60歳から65歳までの間支給されるものです。

(5) 老齢厚生年金、老齢基礎年金の繰下げ支給

65歳から支給される（本来支給の）老齢厚生年金及び老齢基礎年金は、本人の申出により66歳以降の希望する月から繰り下げて受給することができます。老齢厚生年金と老齢基礎年金のいずれか片方のみ繰り下げることが可能ですが、老齢厚生年金の一部のみ（公務員厚生年金・一般厚生年金・私学厚生年金のどれか）を繰り下げることができず、老齢厚生年金の全体を繰り下げることになります。

繰下げ支給の年金額は1月当たり0.7%の割合で増額されて支給されます。加給年金額、在職により支給停止となっている部分の年金に対しての増額はありません。

繰下げは、75歳※まで（最高120月）となります。また、特別支給の老齢厚生年金の繰下げ支給はできません。

※ 昭和27年4月1日以前生まれの方（または平成29年3月31日以前に老齢基礎（厚生）年金を受け取る権利が発生している方）は、繰下げの上限年齢が70歳（権利が発生してから5年後）までとなります。

● 繰下げ請求を行う場合の主な注意点

ア 当該厚生年金の受給権発生から1年以上繰下げ待機期間が必要となるため、65歳以降に初めて一般厚生年金や私学厚生年金に加入した場合には、各厚生年金で1年以上の繰下げ待機期間が

必要となり、66歳時点では請求できないことがあります。

イ 受給期間によっては、65歳からの受給と比較して、受け取れる年金総額が少額となる可能性があります。65歳からの受給と比較すると、繰下げ支給開始後約11年11月以上受給すると支給年金総額※が上回ります。ただし、加給年金額対象者がいる場合は、繰下げしている間は加給年金額が支給されず、加給年金は繰下げ加算額の対象とはならないため、老齢厚生年金の支給年金総額が上回るにはさらに期間が必要となります。

※ 税金や社会保険料等は考慮していません。

ウ 繰り下げることにより年金が増額すると医療保険・介護保険等の保険料や自己負担額、税金等に影響する場合があります。（各制度の詳細は、社会保険料はお住まいの市区町村等、税金は税務署に、それぞれお問い合わせください。）

エ 65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日までの間に、障害給付や遺族給付を受け取る権利があるときは、繰下げ受給の申出ができません。ただし、「障害基礎年金」または「旧国民年金法による障害年金」のみ受け取る権利のある方は、老齢厚生年金の繰下げ受給の申出ができます。

オ 原則として※、66歳に到達した日以前に遺族年金等を受け取る権利を有した場合は、老齢年金を繰り下げて受給することができません。また、66歳に到達した日後の繰下げ待機期間中に遺族年金等を受け取る権利を有した場合は、その時点で増額率が固定され、老齢年金の請求の手続きを遅らせても増額率は増えません。

※ 65歳に到達する前に遺族年金等を受け取る権利を失権していた場合は、老齢年金を繰り下げて受給することができます。

なお、この取り扱いは、令和7年の法改正により変更となります（P220参照）。

(6) 年金の支給期月（定期支給日と送金日）

年金の支給期は、2・4・6・8・10・12月の年6回で、原則として支給期月の15日（土曜日の時は14日、日曜日の時は13日）に、支給期月の前月及び前々月の2か月分が支給されます。初回支給は、新規決定処理を行うため遅れる場合があります。

(7) 年金にかかる税金

公的年金等の年金収入は所得税法の規定により「雑所得」として課税対象となり、所得税の源泉徴収が行われます（障害年金・遺族年金は非課税）。

(8) 老齢基礎年金（国民年金）

老齢基礎年金は、国民年金法に規定する受給資格期間が10年以上（平成29年8月1日より25年から10年に短縮されました）ある方が、65歳に達したときから支給されます。

老齢基礎年金の額は、その方の加入月数に応じて計算されます。加入可能月数（480月＝40年）全てが保険料納付済である場合は、満額の831,700円（令和7年度）が支給されます。

【老齢基礎年金の額】

$$831,700 \text{ 円} \times \frac{\text{保険料納付月数} + (\text{保険料免除月数} \times \text{免除に応じた割合})}{480 \text{ 月 (加入可能月数)}}$$

※ 1 円未満は四捨五入

加入月数は、次の期間を合計した期間となります。

- ア 第 1 号被保険者（国民年金保険料納付期間、免除月数がある場合は全部又は一部免除に応じた割合の期間が加算）
- イ 第 2 号被保険者（20 歳以上から 60 歳未満までの共済組合や厚生年金加入期間）
- ウ 第 3 号被保険者（昭和 61 年 4 月 1 日以降の第 2 号被保険者の被扶養配偶者の期間）

（参考）

- 国民年金の強制加入 → 満 20 歳到達日の属する月から満 60 歳到達日の属する月の前月まで加入
- 令和 7 年度保険料 → 月額 17,510 円
- 満額を受給できない場合は、被用者年金制度に加入していないことを条件に、65 歳（受給資格期間（10 年）を満たしていない方は 70 歳）まで任意加入の制度があります。

（9）再就職などによる在職者の年金

老齢厚生年金の受給権のある方が、在職中や再就職により引き続き被用者年金制度（厚生年金保険）に加入している場合、年金と賃金等により年金の一部又は全部が支給停止となる調整があります。

なお、二以上の種別（公務員期間と民間期間等）の老齢厚生年金を受給している場合は、合計額に占めるそれぞれの割合により停止額を計算します。

ア 支給停止対象となる年金

賃金等による支給停止の対象となる年金は、老齢厚生年金です。

なお、経過的職域加算額（共済年金）については、一般・私学厚生年金に加入中の場合は全額支給されますが、暫定再任用フルタイム等の一般組合員で公務員厚生年金に加入中は、全額停止となります。

- ◎ 繰上げ支給の老齢厚生年金も同様に支給停止の対象となります。
- ◎ 老齢基礎年金は支給停止の対象とはなりません。

イ 支給停止の計算方法

年金＝老齢厚生年金の月額（年額の 1/12 の額）

※ 経過的職域加算額（共済年金）及び加給年金額を除く

賃金等＝賃金等の月額（再就職先の標準報酬月額と過去 1 年間の標準賞与額の 1/12 の合計額）

	年金と賃金の額	支給停止の計算方法
ア	年金+賃金等 \leq 62万円	支給停止なし
イ	年金+賃金等 $>$ 62万円	{(年金+賃金等) - 62万円} \times 1/2

注 62万円（支給停止調整額）は令和8年度予定額であり、賃金や物価の変動により改定されます。

なお、令和7年度の支給停止調整額は51万円です。詳細はP220をご確認ください。

注 加給年金額は上記の計算により、老齢厚生年金の一部が支給されれば全額支給されますが、老齢厚生年金が全額支給停止の場合は、加給年金額も全額停止となります。

事例1：年金が月額14万円、賃金等が月額45万円（標準報酬月額が38万円、標準賞与額の1/12が7万円）の場合

年金14万円+賃金等45万円 \leq 62万円

表のアに該当するので、

⇒ 年金は支給停止されず、月額14万円全額支給されます。

事例2：年金が月額15万円、賃金等が月額72万円（標準報酬月額が62万円、標準賞与額の1/12が10万円）の場合

年金15万円+賃金等72万円 $>$ 62万円

表のイに該当するので、

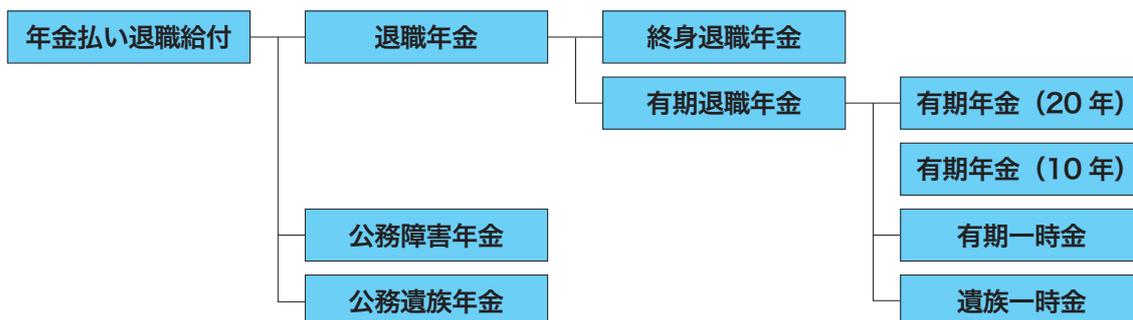
(年金15万円+賃金等72万円-62万円) \times 1/2 = 12.5万円（停止額）

⇒ 年金額15万円-停止額12.5万円=2.5万円

年金は一部支給停止され、月額2.5万円支給されます。

7 年金払い退職給付（正式名称：退職等年金給付）

被用者年金制度一元化により、新たに創設された公務員の退職給付です。



(1) 基本事項

ア 財政方式

将来の年金給付に必要な原資を利子とともに積み立てる「積立方式」です。

イ 掛金の支払

年金払い退職給付の原資となる掛金（退職等年金分掛金）は、厚生年金保険料とは別に積み立てます。

注）：給与から掛金が控除できない場合等、当該月中に掛金が納付されないと、将来の年金額に影響することがありますので、ご注意ください。

(2) 退職年金

1年以上引き続き一般組合員期間を有し65歳以上で、かつ公務員を退職されている方が受給できます。原則として、給付算定基礎額（積立金と利子の累計額）の半分が終身退職年金、もう半分が有期退職年金として支給されます。ただし、一般組合員期間が10年未満の方は、終身退職年金、有期退職年金ともに、給付算定基礎額の1/4の支給となります。

ア 有期退職年金の受給方法

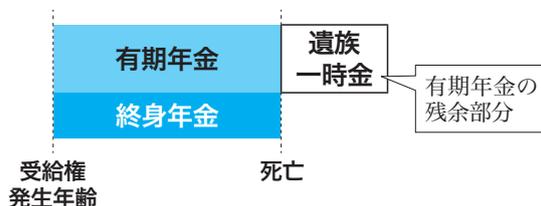
有期退職年金の支給期間は原則20年です。ただし、支給期間を10年、又は一時金として受給することも選択できます。

※ 選択の申出は、受給事由が生じてから6か月以内となります。



イ 有期退職年金受給中に死亡した場合

受給者本人が死亡した場合には、終身退職年金部分の支給は終了します。有期退職年金の残余部分は遺族に一時金として支給されます（遺族一時金）。



4-2

厚生年金の概要

(3) 公務障害年金

平成 27 年 10 月 1 日以降、公務（通勤災害を除く。）による病気又は負傷によって、障害等級の 1 級から 3 級までに該当する障害状態となった場合、年金払い退職給付分として、公務障害年金が支給されます。ただし、在職中は支給が停止されます。

(4) 公務遺族年金

平成 27 年 10 月 1 日以降に公務傷病（通勤災害を除く。）により死亡した場合、又は公務障害年金の受給権者が当該公務障害年金の給付事由となった公務傷病により死亡した場合、遺族厚生年金に加え、公務遺族年金が支給されます。ただし、遺族一時金がある場合は、公務遺族年金と遺族一時金のどちらかを選択します（P208 参照）。

また、通勤災害の場合は公務遺族年金の受給権は生じないため、経過的職域加算額（共済年金）と遺族一時金のどちらかを選択します。

8 退職したときの年金関係手続 ※短期組合員を除く

1 月以上の組合員期間がある方が退職（任用期間終了）した時、以下の (1)～(3) に該当する各手続を速やかに行ってください。

- (1) 老齢厚生年金の支給開始年齢に達する前に退職する方（下記）
- (2) 引き続き他の公務員共済組合へ転出又は公立学校共済組合の他支部へ異動する方（P193 参照）
- (3) 老齢厚生年金の支給開始年齢に達した後に退職（資格喪失）する方（P194 参照）

「1 月以上の組合員期間がある方」とは

正規職員等で、共済組合員資格取得月の末日以降に退職^注したすべての方

^注 60 歳以上の場合は、資格を取得した月の末日まで任用が続かない場合でも、年金加入期間に算入するため、「1 月以上の組合員」に該当します。

※ 共済組合員資格の取得については P30 を参照してください。

(1) 老齢厚生年金の支給開始年齢に達する前に退職する方

年金待機者登録をする必要があるため、「退職届書 兼 年金待機者登録届書」を提出してください。

60 歳未満で退職する方の場合は、国民年金への加入も必要になります。→ P193 イ 参照

ア 年金待機者登録

年金待機者登録とは、将来の年金決定に必要な年金記録（公務員として働いた共済組合員期間と給与記録等）を年金データとして登録する手続です。組合員本人の申請（「退職届書 兼 年金待機者登録届書」の提出）によって登録を行うため、忘れずに提出してください。

(ア) 事務手続

「退職届書 兼 年金待機者登録届書」を「一般組合員資格喪失届書」と一緒に資格担当へ提出してください。様式は「福利厚生事務の手引 別冊様式集」及び公立学校共済組合東京支部ホームページに掲載されています。

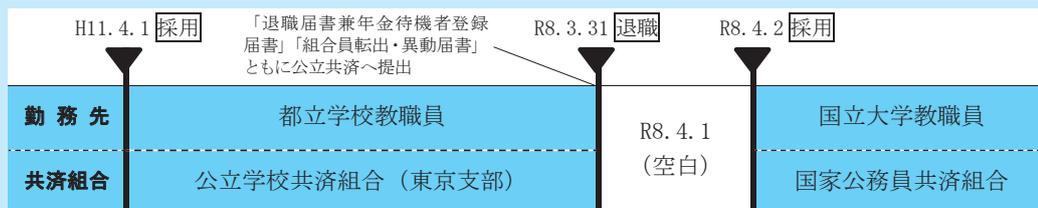
提出方法、必要書類については、P38 も参照してください。

【注意点 1】

1日以上空けて、他の公務員共済組合に転出する方又は公立学校共済組合他支部へ異動する方は、「退職届書 兼 年金待機者登録届書」に加え、「組合員転出・異動届書」を提出してください。

<例>退職日が令和8年3月31日/次の公務員採用日が令和8年4月2日以降

公務員としての期間は令和8年3月31日で1度終了するため「退職届書 兼 年金待機者登録届書」の提出が必要です。また、1日空けて他の公務員共済組合に転出しているため「組合員転出・異動届書」の提出も必要です。



【注意点 2】

以下の所属所を退職する方は、前記に加え、「履歴書」及び「期末手当の記録」（退職発令・任命権者の証明のあるもの）を各1部添付してください。（なお、年度末退職者については別途提出の依頼をします。）

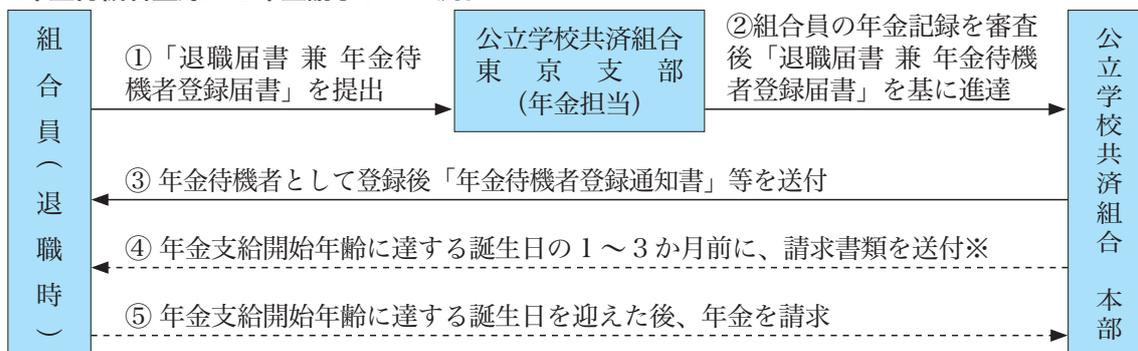
- 区立幼稚園
- 千代田区立九段中等教育学校
- 区教委が独自採用する教職員
- 東京都立大学
- 関東中央病院
- 職員労働組合
- 公立学校共済組合本部及び東京支部の職員

(イ) 年金待機者登録の流れ

「退職届書 兼 年金待機者登録届書」を提出することにより、年金受給の待機者として登録され、公立学校共済組合本部から待機者番号の付された「年金待機者登録通知書」と「年金待機者となられた方へ」（パンフレット）が自宅へ送付されます。

年金待機者の方には将来、老齢厚生年金の支給開始年齢に達した時に、年金の請求書類が届きますので、請求手続を行ってください。

<年金待機者登録から年金請求までの流れ>



※ 被用者年金制度一元化により、請求書は年金支給開始年齢時において、最後に加入していた被用者年金の実施機関（各共済組合・日本年金機構）から送付されます。

4-2

厚生年金の概要

イ 国民年金への加入

60歳に達するまでは、国民年金への加入が義務付けられています。

	退職後の状況	種別	手続方法
(7)	再就職 (一般厚生年金、私学厚生年金、 公務員厚生年金への加入)	国民年金 第2号被保険者	再就職先で手続 (一般厚生年金、私学厚生年金、公務 員厚生年金等への加入手続)
(イ)	配偶者の被扶養者になる	国民年金 第3号被保険者	配偶者の勤務先で国民年金第3号被 保険者の届出
(ウ)	上記以外	国民年金 第1号被保険者	居住地の区市町村国民年金課で加入手続

4-2

厚生年金の概要

(2) 引き続き他の公務員共済組合へ転出又は公立学校共済組合の他支部へ異動する方

組合員原票等の移管が必要となるため、「組合員転出・異動届書」を提出してください。

◎ 組合員原票等移管

1日も空かずに、引き続き一般組合員として他の公務員共済組合に転出する方又は公立学校共済組合の他支部へ異動する方については、公立学校共済組合員期間中の年金記録を、転出（異動）先の共済組合・支部へ引き継ぐ必要があります。これを原票移管と言います。

どの組合・支部へ転出（異動）したかを把握する必要があるため、必ず「組合員転出・異動届書」を提出してください。原票移管を行うことで、公務員期間の年金が通算され、将来、最後に所属した公務員共済組合から年金が支給されることになります。

○ 事務手続

「組合員転出・異動届書」を「一般組合員資格喪失届書」と一緒に資格担当へ提出してください。様式は「福利厚生事務の手引 別冊様式集」及び公立学校共済組合東京支部ホームページに掲載されています。

提出方法、必要書類についてはP38も参照してください。

【注意点1】

1日以上空けて、他の公務員共済組合に転出する方又は公立学校共済組合他支部へ異動する方は、「組合員転出・異動届書」に加え、「退職届書 兼 年金待機者登録届書」を提出してください。(P192 <例>を参照)

【注意点2】

以下の所属所を退職する方は、上記に加え、「履歴書」及び「期末手当の記録」（退職発令・任命権者の証明のあるもの）を各1部添付してください。(なお、年度末退職者については別途提出の依頼をします。)

- | | | |
|----------------------|----------------|----------------|
| ○区立幼稚園 | ○千代田区立九段中等教育学校 | ○区教委が独自採用する教職員 |
| ○東京都立大学 | ○関東中央病院 | ○職員労働組合 |
| ○公立学校共済組合本部及び東京支部の職員 | | |

(3) 老齢厚生年金の支給開始年齢に達した後に退職（資格喪失）する方

老齢厚生年金の支給開始年齢に達した後も在職中の方（暫定再任用フルタイム勤務、東京都立大学勤務）は、賃金等との支給調整により老齢厚生年金が一部又は全額支給停止となっています。退職後に年金を受給するためには退職手続きを行い、支給停止を解除する必要があります。

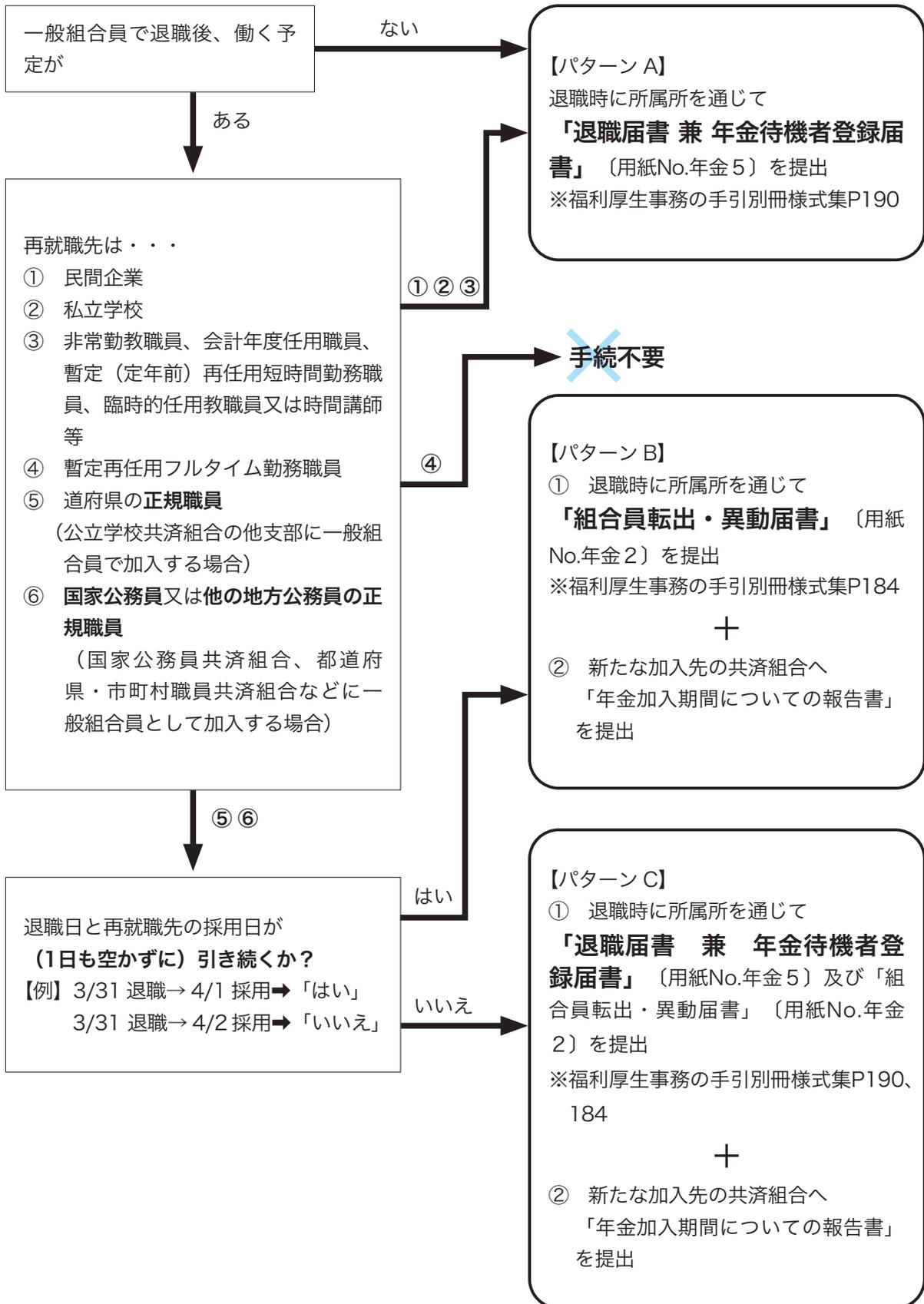
年度末に退職される方は、2月中旬までに年金担当から書類を送付しますので、案内に従って手続きを進めてください。

なお、年度途中で退職される方は、年金担当へ連絡のうえ、「退職届書 兼 年金待機者登録届書」を提出してください。

退職手続きが未手続だと支給停止が解除されないため、必ず手続きを行うようお願いします。

（参考）退職時手続（年金）フローチャート

（正規の教職員、暫定再任用フルタイム等の一般組合員のみ対象）



9 障害給付

障害給付には、「障害厚生年金」、「障害基礎年金」及び「障害手当金」があり、受給要件に該当する場合、在職中であっても請求することができます。手続は原則、組合員（退職者を含む。）が行いますので、手続をしたい方が申し出たときは、病歴等を整理した上で、東京支部の年金担当に連絡するようお願いさせていただきます。

(1) 障害厚生年金

障害厚生年金は、一般組合員期間中に初診日がある傷病により、法に定める障害等級1級2級又は3級に該当する程度の障害状態になったときに支給される年金です。

障害等級が1級又は2級のときは、国民年金法による「障害基礎年金」も併せて支給されます。（詳細はP200「(2) 障害基礎年金」参照）

ア 障害厚生年金の受給要件

次の全ての要件を満たすことが必要です。

- (ア) 一般組合員期間中に病気にかかり又は負傷した方が、その傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）があること。
- (イ) 初診日から起算して、原則1年6月を経過した日（以下「障害認定日」という。）又は障害認定日後65歳に達する日の前日までの間に障害等級が1級から3級までの状態にあること。
- (ウ) 初診日の前日において、以下の保険料納付要件のいずれかを満たしていること。
 - a 20歳に到達した月から初診日の属する月の前々月までにおいて、3分の2以上の期間の国民年金保険料を納付していること（保険料免除期間を含む。）。
 - b 初診日が令和18年3月31日以前で、初診日に65歳未満であり、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に、国民年金の保険料未納期間がないこと。

イ 障害認定の特例症例について

障害認定日とは、原則、初診日から起算して1年6月を経過した日又は1年6月以内にその傷病が治った日※をいいます。

ただし下記の「特例症例」に該当した場合は、障害認定日は次のとおりとなります（初診日から逆算して1年6月を越える場合を除く。）。主な傷病はP201の【参考1】をご確認ください。

特例症例の現症	障害認定日
喉頭全摘出	喉頭全摘出日
人工骨頭、人工関節を挿入置換	挿入置換日
切断または離断による肢体の障害	切断または離断日（障害手当金は創面治癒日）
脳血管障害による機能障害	初診日から6か月を経過した日以降（固定と認められた場合）
在宅酸素療法	開始日（常時使用の場合）
人工弁、心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器（ICD）	装着日
心臓移植、人工心臓、補助人工心臓	移植日または装着日
CRT（心臓再同期医療機器） CRT-D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）	装着日
胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管（ステントグラフトを含む）を挿入置換	挿入置換日
人工透析療法	透析開始日から起算して3か月を経過した日
人工肛門造設、尿路変更術	造設日または手術日から起算して6か月を経過した日
新膀胱造設	造設日
遷延性植物状態	状態に至った日から起算して3か月を経過した日以降

※ 「傷病が治った日」とは、器質的欠損若しくは変形又は機能障害を残している場合は医学的に傷病が治ったとき又はその症状が安定し、長期にわたってその疾病の固定性が認められ、医療効果が期待し得ない状態に至った場合をいいます。脳血管障害や遷延性植物状態、人工呼吸器使用、胃ろうの造設などがこれに該当する場合があります。

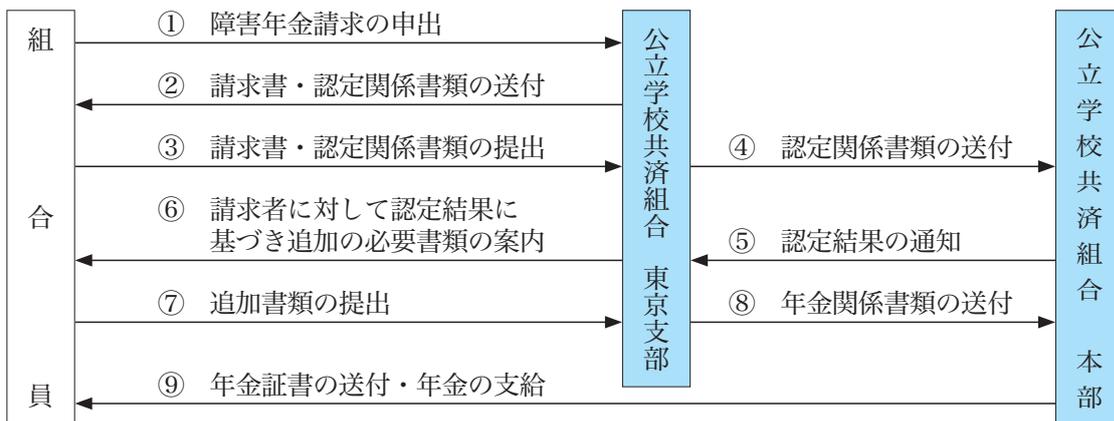
詳しくは、当支部年金担当までご連絡ください。

ウ 請求手続の流れ

障害厚生年金の請求手続は下図のとおり「障害程度の認定」と「障害厚生年金の決定請求」の二段階となります。

なお、認定関係書類の提出後、結果を通知するまでおおむね3～4か月を要し、年金決定に関する追加書類の提出から年金証書の送付まで、さらに3か月程度を要します。

<請求手続のイメージ>



①の申出の際には、初診日、傷病名、症状、初診時の病院を転院しているときはその期日等、これまでの病歴について確認しておく必要があります。

エ 障害年金の請求方法

障害年金の認定は、診断書等による書面審査です。障害等級は障害者手帳の障害等級とは異なり、障害者手帳をお持ちの方も、別途障害程度の認定が必要です。

請求の方法は、次の2つの方法があります。請求しても障害等級に該当しない（障害厚生年金の受給対象にならない。）場合もあります。

(ア) 障害認定日請求

障害認定日に遡って請求する方法です。障害認定日時点の診断書が取得可能な場合、請求できます。障害認定日以降請求時まで障害等級3級以上の障害状態にある場合、障害認定日まで遡って年金が支給されます（ただし、遡って支給されるのは最大でも過去5年分まで）。

なお、障害認定日から1年以上経過している場合に障害認定日請求手続をするときは、診断書は複数枚の提出が必要となります。

(イ) 事後重症認定請求

障害認定日には障害等級1級から3級に該当せず、その後症状が進行して、65歳に達する日の前日までにその傷病により障害等級に該当する程度の障害状態になった方が請求する方法で、請求時（現在時点）の診断書等の提出が必要となります。

(ア)の障害認定日請求とは異なり、診断書は請求時のもののみとなりますが、障害認定日まで遡っての支給はありません。事後重症認定請求は、65歳に達する日の前日までに請求する必要があります。なお、繰上げ支給の老齢年金受給者は、これを請求できません。

オ 障害程度の認定基準（障害等級）

障害程度の認定基準（各公的年金制度共通）は次のとおりです。障害の程度に基づく障害の状態はP202以降の【参考2】障害等級表に規定されています。

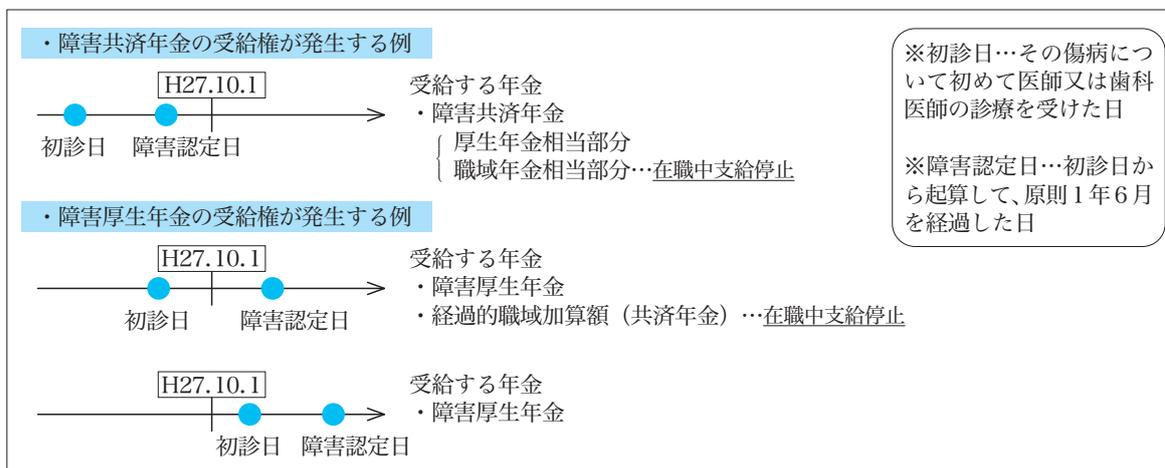
なお、障害等級は障害者手帳の障害等級とは異なります。

- 1級** 身体の機能障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、*日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものとします。
*「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」とは人の介助を受けなければほとんど自分の用を済ませることができない程度のものです。例えば身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできない又は行ってはいけないもの。活動範囲が概ね、病院内の生活でいえばベッド周辺に限られ、家庭内の生活でいえば就床室内に限られるものです。
- 2級** 身体の機能障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、*日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとします。
*「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」とは必ずしも人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働による収入を得ることができない程度です。例えば、家庭内の極めて温和な活動（軽食作り、下着程度の洗濯等）はできるが、それ以上の活動はできない又は行ってはいけないもの。活動範囲が概ね、病院内の生活でいえば病棟内に限られ、家庭内の生活でいえば家屋内に限られるものです。
- 3級** 労働が著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとします。「障害が治らないもの」にあつては、労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度のものとします。

カ 障害年金の支給

平成27年10月1日の被用者年金制度一元化前に障害認定日がある場合は「障害共済年金」が決定されますが、障害認定日が一元化前でも事後重症認定請求となったときは「障害厚生年金」が決定します。また障害認定日が一元化以降の場合には「障害厚生年金」が決定します。

障害共済年金は、一元化前は原則として在職中支給停止でしたが、一元化後は既に障害共済年金の受給権が決定していた方も含めて、職域部分を除き在職中でも支給されます。



4-2
厚生年金の概要

キ 障害年金の内訳

年金額は、障害認定日や障害等級等によりその額は異なります。

なお、障害認定日において、二以上の種別の厚生年金被保険者期間を有する方の障害厚生年金は、それぞれの期間を合算して一つであるものとみなして、原則として初診日において加入している（加入していた）実施機関において決定されます。

障害年金の内訳

	障害等級 1 級	障害等級 2 級	障害等級 3 級
年金払い退職給付 (新 3 階部分)	公務障害年金※ 1	公務障害年金※ 1	公務障害年金※ 1
旧共済年金 (旧 3 階部分)	経過的職域加算額※ 2	経過的職域加算額※ 2	経過的職域加算額※ 2
厚生年金制度 (2 階部分)	障害厚生年金 (報酬比例の年金額×1.25) (該当者がいる場合、配偶者の加給年金額※ 3)	障害厚生年金 (報酬比例の年金額) (該当者がいる場合、配偶者の加給年金額※ 3)	障害厚生年金 (報酬比例の年金額) (令和 7 年度の最低保障額 623,800 円) ※ 4
国民年金制度 (1 階部分)	障害基礎年金 (P200) (該当者がいる場合、子の加算額※ 3)	障害基礎年金 (P200) (該当者がいる場合、子の加算額※ 3)	

※ 1 初診日が平成 27 年 10 月 1 日以降で通勤災害を除く公務災害により障害となった場合は、障害厚生年金に加えて年金払い退職給付(新 3 階部分)の「公務障害年金」が支給されます。ただし、一般組合員である間、公務障害年金は支給停止となります。

※ 2 経過的職域加算額は、初診日が平成 27 年 9 月 30 日までの場合のみ支給されます。

※ 3 配偶者の加給年金額(令和 7 年度の額で 239,300 円)は該当する方のみ対象です(P182 参照)。
子の加算額は、該当する方は障害基礎年金に加算されます(P200 参照)。

(注) 障害基礎年金の決定・支給は日本年金機構が行います。

※ 4 昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた方は 622,000 円

ク 障害厚生年金が決定した場合の留意点

(ア) 傷病手当金との調整

短期給付の「傷病手当金」を受給している方が、障害厚生年金や障害基礎年金を受給する場合には、以下のように調整されます(P145 参照)。

【傷病手当金との調整イメージ】

傷病手当金 [日額] (平均標準報酬日額× 2/3)		
障害基礎年金の日額 (年金額× 1/264)	障害厚生年金の日額 (年金額× 1/264)	傷病手当金と障害厚生年金等を日額で比較し、 <u>差額</u> を傷病手当金として支給

(イ) 障害程度が変動した場合

障害年金受給者については、再認定年の誕生月に障害程度の確認を行います。障害の程度が増進又は減退した場合は本人の請求により、その障害の程度に応じて年金額が改定されます。

ただし、増進請求は、障害等級3級該当者（かつて1級又は2級に該当したことがある場合を除く。）については65歳に達する日の前日までとなり、老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている方は請求できません。

なお、増進請求は公立学校共済組合本部（03-5259-1122）が相談窓口となります。

(ウ) 障害認定された方のその他の制度

共済組合には次の制度があり申請手続が必要です。詳細は各頁を参照してください。

注 傷病名が人工透析治療をしている慢性腎不全等の場合、高額療養費の自己負担限度額の特例制度があります（詳細はP117参照）。

注 公立学校共済組合の住宅貸付等を借り受け団体信用生命保険に加入している方が障害等級1級に認定された場合、未償還金の返済が免除になる制度があります（詳細はP247参照）。

(2) 障害基礎年金

障害厚生年金の事務手続の結果、障害等級が1級又は2級に認定されたときは、原則として国民年金法の障害基礎年金も併せて支給されます。障害基礎年金は国民年金に加入した月数にかかわらず、それぞれの障害等級に応じた定額が支給されます。

《年金額》 (令和7年度)

障害等級	1 級	2 級
年金額	1,039,625 円	831,700 円

【子の加算額】2人目まで1人につき239,300円、3人目以降1人につき79,800円

注：障害基礎年金の障害等級は、原則障害厚生年金で認定された障害等級と同じ等級となります。

注：子の加算額は、該当する方のみ対象です。

注：同一の子を対象とした児童扶養手当を受給できる場合で、平成26年11月以前に障害基礎年金の受給権が発生した場合は、障害基礎年金に子の加算額を加算するか、児童扶養手当を受給するか、いずれかの選択となります。

(3) 障害手当金

障害手当金は、次の要件に該当する場合に受給権が発生するもので在職中でも支給されます。

ア 受給要件

組合員期間中に初診日のある病気・けがが初診日から5年以内に治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害程度にあるものに支給されます。

ただし、下記の（ア）から（オ）までの全てに該当する必要があります。

- （ア） 組合員期間中に、初診日があること。
- （イ） 障害の原因となった病気やけがが初診日から5年以内に治り（症状が固定し）その治った日（以下「治った日」という。）に障害厚生年金を受けることができない程度の障害の状態であること。
- （ウ） 必要な保険料納付要件を満たしていること。
- （エ） 治癒した日において公的年金各法に基づく年金の給付受給権を有していないこと。

(オ) 障害の原因となった病気やけがについて、地方公務員災害補償法等の規定による障害補償の受給権を有していないこと。

注：障害程度はP203の【参考3】の障害手当金認定基準によります。

注：障害手当金認定基準に記載の障害の状態に該当した場合で、その後傷病が治らないときは、障害等級が3級として認定されることがあります。

イ 障害手当金の額

障害厚生年金（3級）の報酬比例年金額の2倍に相当する額です。

ウ 事務手続

障害厚生年金の事務手続に準じます。

(4) 障害厚生年金と公務災害の併給について

障害厚生年金の受給者が、公務による傷病と認められ、障害補償又は傷病補償年金が決定した場合、一部を除き併給して受給できます。

また、公務災害の申請手続中でも障害年金の手続をすることが可能です。

なお、公務災害については、P265の「第7章 その他の福利厚生事業 1 公務災害・通勤災害補償」をご確認ください。

[参考1] 障害厚生年金の対象となる主な傷病の例

※下の表の病名だけで障害年金が認定されるわけではありません。

区分	主な傷病
眼	白内障、緑内障、ブドウ膜炎、眼球萎縮、癒着性角膜白斑、網膜脈絡膜萎縮、網膜色素変性症、糖尿病性網膜症など
聴覚	メニエール病、感音性難聴、突発性難聴、頭部外傷又は音響外傷による内耳障害、薬物中毒による内耳障害など
鼻腔機能	外傷性鼻科疾患など
そしゃく・嚥下機能、言語機能	咽頭摘出術後遺症、上下顎欠損など
肢体	上肢又は下肢の離断又は切断障害、上肢又は下肢の外傷性運動障害、脳卒中、脳軟化症、重症筋無力症、関節リウマチ、ビュルガー症、脊髄損傷、進行性筋ジストロフィー・人工股関節置換など
精神	老年及び初老期認知症、その他の老年性精神病、脳動脈硬化症に伴う精神病、アルコール精神病、頭蓋内感染に伴う精神病、統合失調症、双極性障害（躁うつ病）、てんかん性精神病、高次脳機能障害、その他の詳細不明の精神病など
呼吸器疾患	肺結核、じん肺、気管支喘息、慢性気管支炎、膿胸、肺線維症など
心疾患	慢性心包炎、リウマチ性心包炎、慢性虚血性心疾患、冠状動脈硬化症、狭心症、僧帽弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄症、心筋梗塞など
高血圧	悪性高血圧、高血圧性心疾患、高血圧性腎疾患（ただし、脳溢血による運動障害は除く。）など
腎疾患	慢性腎炎、ネフローゼ症候群、慢性糸球体腎炎、慢性腎不全など
肝疾患	肝硬変、多発性肝腫瘍など
糖尿病	糖尿病、糖尿病性と明示された全ての合併症
その他	白血病、多発性骨髄腫、悪性新生物など及びその他の疾患

[参考2] 障害等級表

障害の程度	障害の状態
1級	<p>1 次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの</p> <p>2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの</p> <p>3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>4 両上肢の全ての指を欠くもの</p> <p>5 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>7 両下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの</p> <p>9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</p> <p>10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>11 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>
2級	<p>1 次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</p> <p>2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの</p> <p>3 平衡機能に著しい障害を有するもの</p> <p>4 そしゃくの機能を欠くもの</p> <p>5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの</p> <p>6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの</p> <p>7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>9 一上肢の全ての指を欠くもの</p> <p>10 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>11 両下肢の全ての指を欠くもの</p> <p>12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>13 一下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの</p> <p>15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</p> <p>16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>
3級	<p>1 次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの ロ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下に減じたもの ハ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下に減じたもの</p> <p>2 両耳の聴力が40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>3 そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの</p> <p>4 脊柱の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>5 一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの</p> <p>6 一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの</p> <p>7 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの</p> <p>8 一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の3指以上を失ったもの</p> <p>9 おや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃したもの</p> <p>10 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの</p> <p>11 両下肢の10趾の用を廃したもの</p> <p>12 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの</p> <p>13 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの</p> <p>14 傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの</p>

4-2

厚生年金の概要

備考

- 1 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 3 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 趾の用を廃したものとは、第1趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節（第1趾にあっては、趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

[参考 3] 障害手当金認定基準

番号	障 害 の 状 態
1	両眼の視力が0.6以下に減じたもの
2	一眼の視力が0.1以下に減じたもの
3	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
4	両眼による視野が2分の1以上欠損したもの、ゴールドマン型視野計による測定の結果、1/2視標による両眼中心視野角度が56度以下に減じたもの又は自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が100点以下若しくは両眼中心視野視認点数が40点以下に減じたもの
5	両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの
6	一耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
7	そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの
8	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
9	脊柱の機能に障害を残すもの
10	一上肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
11	一下肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
12	一下肢を3センチメートル以上短縮したもの
13	長管状骨に著しい転移変形を残すもの
14	一上肢の2指以上を失ったもの
15	一上肢のひとさし指を失ったもの
16	一上肢の3指以上の用を廃したもの
17	ひとさし指を併せ一上肢の2指の用を廃したもの
18	一上肢のおや指の用を廃したもの
19	一下肢の第1趾又は他の4趾以上を失ったもの
20	一下肢の5趾の用を廃したもの
21	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
22	精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

備考

- 1 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 3 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 趾を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 5 趾の用を廃したものとは、第1趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節（第1趾にあっては、趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

(5) Q & A

Q1 一般組員ではない短期組員や退職者は、公立学校共済組合へ障害年金を請求することはできないのですか？

A1 原則として初診日において加入していた実施機関で障害年金を決定するため、初診日時点で公立学校共済組合の一般組員であった場合は請求が可能です。

Q2 傷病手当金を受給している組員から障害年金の相談がありましたが、受給が終了するまで請求しない方がよいでしょうか？

A2 傷病手当金との調整（P145）を避けるために、障害年金の請求を遅らせることはしないようにしてください。請求から年金支給まで概ね6か月を要しますし、障害認定日から1年以上経過後の請求は診断書が複数枚必要となるなど、不利になる場合があります。

10 遺族給付

遺族給付には「遺族厚生年金」と「遺族基礎年金」があり、それぞれの要件に該当した場合に、遺族に支給されます。

※ 令和7年の法改正により、遺族年金制度は見直し（令和10年4月1日施行）されます（P221 参照）。

(1) 遺族厚生年金

組合員が在職中に死亡したとき、又は老齢厚生年金等の受給権者が死亡したとき、その遺族に公立学校共済組合から支給される年金です。

ア 支給要件（次のいずれかの要件に該当した場合）

(ア) 組合員が死亡したとき。（注）

(イ) 組合員であった方が退職後に、組合員であった間に初診日がある傷病により当該初診日から5年以内に死亡したとき。（注）

(ウ) 障害等級の1級、2級に該当する障害厚生（共済）年金の受給権者が死亡したとき。

(エ) 組合員期間等が25年以上ある老齢厚生年金、退職共済年金の受給権者又は組合員期間等が25年以上である方が死亡したとき。

注：(ア) 及び (イ) の場合は、死亡日の前日において、死亡月の前々月までに被保険者期間の1/3を超える保険料の滞納がないこと。

ただし、令和18年3月までは、1/3を超える滞納があっても、死亡日に65歳未満で死亡月の前々月までの直近1年間に保険料の滞納がなければ支給要件を満たします。

イ 遺族の範囲

組合員又は組合員であった方の死亡の当時、その方と生計を共にし、かつ、恒常的収入が年額850万円（所得額では655万5千円）未満*¹の次の方をいいます。

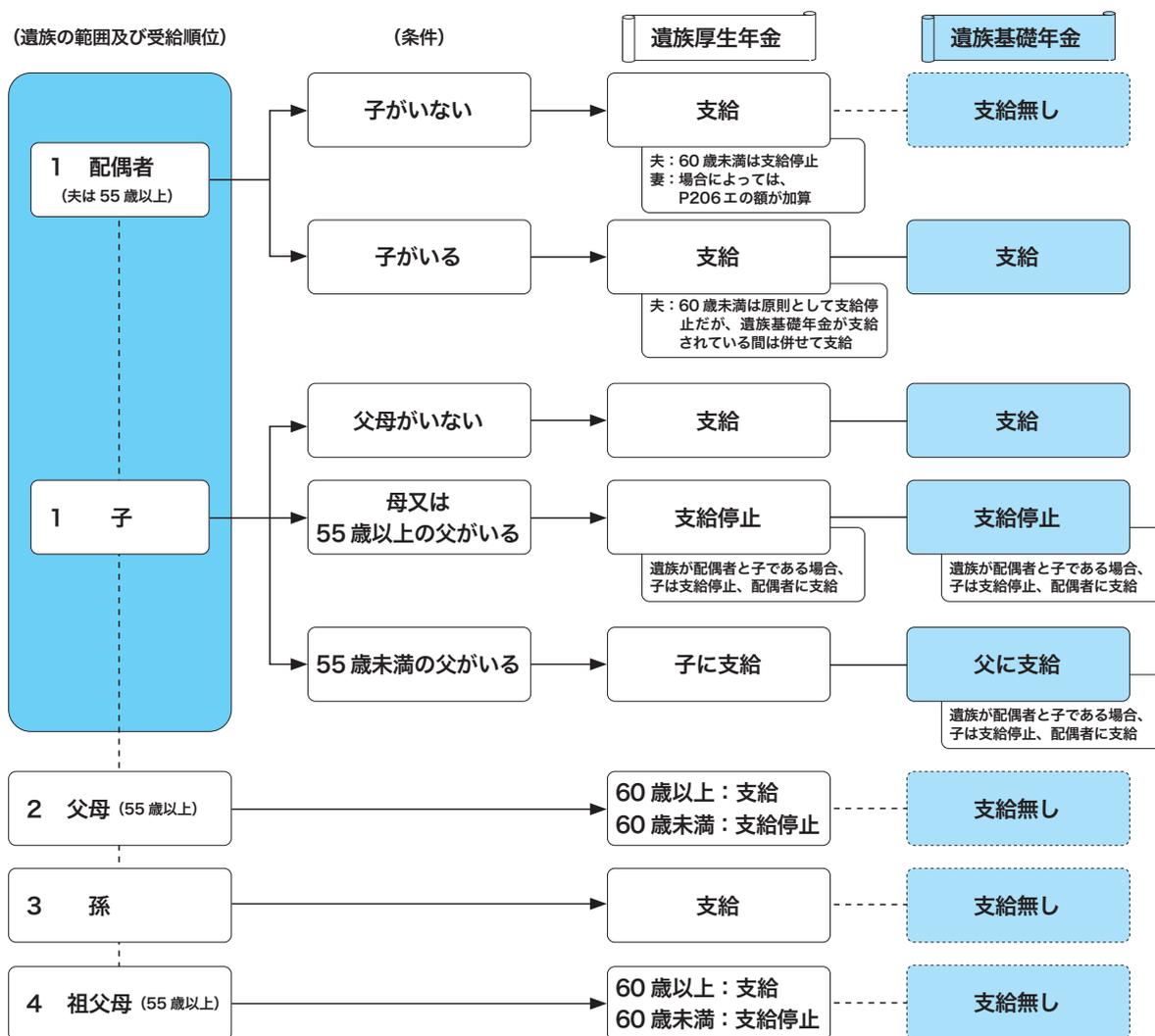
順位	続柄	備考
1	* ² 配偶者 妻	下記の子がいる：年齢制限なし。妻と子では妻が優先的に受給 下記の子がいない：30歳未満の方は5年間の有期給付 40歳以上65歳未満で遺族基礎年金（P207参照）が支給されない方は中高齢寡婦加算（P206参照）が加算（623,800円/令和7年度）
	夫	死亡当時に55歳以上である方。支給開始年齢は60歳 ただし、遺族基礎年金（P207参照）が支給される場合は、60歳前から遺族厚生年金も支給
	子	子（胎児を含む）は現に婚姻をしていない以下のいずれかに該当する方 ① 18歳に達する日の属する年度末までの間にある方 ② 20歳未満であって、障害等級の1級・2級に該当する障害状態にある方
2	父母	死亡当時に55歳以上である方。支給開始年齢は60歳
3	孫	受給要件は子と同様
4	祖父母	受給要件は父母と同様

*¹ 恒常的な収入が年額850万円以上であるが、年金受給権発生日（死亡年月日）時点からおおむね5年以内に定年退職等により確実に年額850万円未満になることが明らかな場合は遺族となります。

*² 届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。

遺族の範囲と受給の順位と条件等について、一般的なチャートは以下のとおりですので、参考にしてください。

【参考】遺族厚生（基礎）年金受給概要チャート



4-2

厚生年金の概要

ウ 年金額

遺族厚生年金の額は、原則として老齢厚生年金と経過的職域加算額（共済年金）を合計した額の4分の3に相当する額になります。

なお、遺族が妻であるときは、中高齢寡婦加算額が加算される場合があります。後述の工を参照してください。

$$\text{遺族厚生年金の額} = \left(\text{老齢厚生年金の額} + \text{経過的職域加算額}^* \right) \times \frac{3}{4} + \text{中高齢寡婦加算額}$$

* 平成27年9月30日までの間に公務員期間がある方に支給されます。

経過的職域加算額は、令和7年10月受給権発生分から毎年2.5%ずつ引き下げとなりました。令和7年10月1日から令和8年9月30日の間に受給権が発生した場合、経過的職域加算額の4分の3の額に30分の29を乗じます。最終的に令和16年10月以降は3/4水準から1/2水準となります。

注 二以上の種別の厚生年金被保険者期間を有する組合員等が死亡した場合は、原則としてそれぞれの期間を合算して、最後に加入していた実施機関が決定・支給します（短期要件のとき）。

エ 中高齢寡婦加算及び経過的中高齢寡婦加算（子のいない中高齢の妻に対する加算）

(ア) 中高齢寡婦加算

遺族厚生年金の受給権者である妻が40歳以上65歳未満であり、かつ、18歳未満の子等がいないうときは、妻が65歳に達するまでの間、中高齢寡婦加算が加算されます。65歳に達して本人の老齢基礎年金を受給できるようになると、この加算はなくなります。

○加算額 623,800円（令和7年度の額）

(イ) 経過的中高齢寡婦加算

受給権者である妻が満65歳に達すると中高齢寡婦加算はなくなります。

ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた妻には、国民年金への加入期間が短く老齢基礎年金の額が低額となるため、65歳以降、生年月日に応じて経過的中高齢寡婦加算が支給されます。

○加算額の例

昭和30年4月2日から昭和31年4月1日生まれの妻 20,757円（令和7年度の額）

オ 遺族厚生年金の支給の停止

(ア) 夫、父母又は祖父母が遺族である場合は、60歳に達するまで支給が停止されます。

ただし、平成26年4月以降に死亡した組合員について、その遺族が18歳未満の子等のある55歳以上の夫の場合は、支給停止されません。

(イ) 配偶者及び子が遺族である場合、配偶者の受給期間中は子への支給は停止になります。

カ 遺族厚生年金の失権

遺族厚生年金の受給者が、下記のいずれかに該当する場合はその権利を失うこととなります。

(ア) 死亡したとき。

(イ) 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）したとき。

(ウ) 直系血族及び直系姻族以外の方の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある場合を含む。）となったとき。

(エ) 死亡した組合員であった方との親族関係が離縁によって終了したとき。

(オ) 子又は孫（障害等級の1級・2級に該当する障害の状態にあるときは除く。）が、18歳に達した日の属する年度末が終了したとき。

(カ) 障害等級の1級・2級に該当する障害の状態にある子又は孫が、20歳に達したとき。

(キ) 障害等級の1級・2級に該当する障害の状態にある子又は孫について、障害等級の1級・2級に該当しなくなったとき（ただし、18歳に達する日の属する年度末までの間にあるときを除く。）。

キ 若年期の妻に対する遺族厚生年金

組合員が死亡した時点で子のいない30歳未満の妻が受給している遺族厚生年金は、5年間で打ち切られます。

また、組合員が死亡した時点で子のいる妻でも、妻が30歳に達する以前に子がいなくなったときは、子がいなくなった時点から5年間で打ち切られます。

(2) 遺族基礎年金

ア 受給要件

次の要件に該当する遺族である配偶者と子には、原則として日本年金機構より遺族基礎年金が支給されます。

なお、配偶者が遺族基礎年金を受けている間は、子の遺族基礎年金は支給停止になります。

(ア) 配偶者……(イ)の子と生計を同じくし、かつ、恒常的な収入が850万円未満であること。

(イ) 子………満18歳に達する年度末までの間にある子又は20歳未満で1級・2級の障害の状態にある子で、かつ、配偶者のいない方

イ 年金額（令和7年度）

	基本額	子の加算額
子のある配偶者（昭和31年4月2日以降生まれ）が受ける場合	831,700円	・第1子と第2子 各239,300円 ・第3子以降 各79,800円
子のある配偶者（昭和31年4月1日以前生まれ）が受ける場合	829,300円	
子が受ける場合	831,700円	・第2子 239,300円 ・第3子以降 各79,800円

(3) 請求手続

組合員が在職中に死亡したときは、所属所の事務担当者（以下「所属所」という。）から、公立学校共済組合東京支部年金担当（以下「年金担当」という。）に連絡いただき、以下の流れで手続を行います。

<請求から年金決定までの流れ>

- ア 年金担当に組合員死亡の連絡をする。
- イ 所属所に年金担当から「遺族厚生年金受付票」が送付される。
- ウ 「遺族厚生年金受付票」に遺族等の情報を記入し、年金担当に送付する。

※ 年金担当で「遺族厚生年金受付票」の記入内容を確認し、受給要件に該当する方がいない場合はここで手続終了となります。

エ 受給要件に該当する遺族がいる場合、所属所に年金担当から年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）一式と、請求者が提出する書類の一覧を記載した「遺族厚生年金請求の手引」が送付される。

オ 請求者が必要事項を記載した請求書と提出書類一式を年金担当に送付する。

※ 不備がある場合や追加で書類が必要な場合は年金担当から請求者等に連絡します。

カ 書類審査終了後、年金担当から公立学校共済組合本部（以下「本部」という。）に請求書類を送付する。

キ 本部が年金を決定し、請求者に年金証書が送付され、年金が支給される。

＜遺族厚生年金の請求必要書類＞

※提出の際は書留等の追跡可能な郵送方法を利用するよう案内してください。

必要提出書類	
1	年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）様式第 105 号
2	年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）（別紙）様式第 106 号 ※ 請求者が 2 名以上のとき必要
3	年金受給選択申出書 ※ 併給調整の対象となる年金受給者であるとき必要
4	戸籍の謄本（原本とコピー各 1 部） （死亡日以降に発行されたもので、請求者の氏名・続柄・生年月日を確認できる戸籍謄本）
5	マイナンバーカードの両面のコピー 2 部 ※ マイナンバーカードをお持ちでない場合、下記①及び②の書類を提出してください。 ①マイナンバー通知カードのコピー 2 部又は、マイナンバーの記載がある住民票の原本とコピー各 1 部 ②運転免許証のコピー 2 部又は、パスポートのコピー 2 部
6	死亡診断書若しくは死体検案書のコピー 2 部又は死亡届の記載事項証明書の原本とコピー各 1 部
7	請求者の基礎年金番号がわかる書類のコピー 2 部（基礎年金番号通知書、年金手帳等）
8	その他の必要書類（該当者のみ適宜）

注 受給要件に該当する遺族の有無及び必要書類等については、「遺族厚生年金受付票」をもとに年金担当から、所属所等に連絡します。

(4) 組合員等の死亡によるその他の給付

ア 遺族一時金

1 年以上引き続き一般組合員期間があり、平成 27 年 10 月以降に組合員期間のある組合員等が死亡したとき、「年金払い退職給付」のうち有期年金の残余分が、その方の遺族に一時金として支給されます（P190 参照）。

イ 公務遺族年金

公務災害（死亡日又は公務災害による傷病治療のため医療機関を受診した日（初診日）が平成 27 年 10 月 1 日以降にある場合に限る。）により死亡したときは、「年金払い退職給付」の公務遺族年金が支給されます（P191 参照）。

ウ 未支給年金

厚生年金は受給権者が死亡した月まで支給されるため、死亡した方が年金受給者であった場合、生計同一であった遺族が未払い期間分の年金を請求することができます。

(5) 遺族厚生年金の受給権がある方の老齢厚生年金等の繰下げ受給

原則として※、66 歳に到達した日以前に遺族年金等を受け取る権利を有した場合は、老齢厚生年金及び老齢基礎年金（以下「老齢年金」という。）の繰下げ受給はできません。

また、66 歳に到達した日後の繰下げ待機期間中に遺族年金等を受け取る権利を有した場合は、その時点で増額率が固定され、老齢年金の請求の手続きを遅らせても増額率は増えません。

※ 65 歳に到達する前に遺族年金等を受け取る権利を失権していた場合は、老齢年金を繰り下

げて受給することができます。

なお、この取扱いは、令和7年の法改正により変更となります（P220 参照）。

11 離婚時の年金分割制度（標準報酬改定）

離婚時の年金分割制度とは、離婚した場合に厚生年金保険の加入記録を分割する仕組みで、受給する年金の金額を分割するものではありません。**請求に基づき**婚姻期間中の厚生年金記録（標準報酬月額・標準賞与額）を当事者間で分割することができます。年金の分割は、当事者からの請求に基づいて行われ、離婚することによって自動的に行われるものではありません。

(1) 合意分割制度

当事者の合意又は裁判所等の決定した按分割合に基づき、婚姻期間中（平成19年4月前の期間を含む。）の標準報酬を分割することができます。

- ア 合意分割制度の対象になるのは、平成19年4月1日以降に離婚した方で、請求期限（原則、離婚をした日の翌日から5年（※1））を経過していない方です。
- イ 按分割合は、2分の1（50%）を超えることはできません。
- ウ 分割を受けても、受けた方が自身の厚生年金の受給要件（受給開始年齢や受給資格期間）を満たさなければ、当該年金を受給できません。また、分割を行った方がその後死亡しても、分割を受けた方の年金は変わりません。
- エ 年金額のうち、いわゆる「1階部分」にあたる基礎年金には影響しません。

(2) 3号分割制度

- ア 分割の対象期間は、平成20年4月1日以降の国民年金第3号被保険者期間（1か月以上）です。
 - イ 当事者間の合意や裁判手続等を経ず、当事者一方からの請求により行うことができます。
 - ウ 按分割合は、2分の1（固定）です。
- その他の分割後の年金受給要件等は、上記（1）ウ及びエと同様です。

(3) 年金分割制度に関する手続

ア 情報通知書の請求

当事者間の合意又は裁判手続等により按分割合を定めるために必要な「年金分割のための情報通知書」を請求に基づき発行します。離婚前であっても請求が可能です。

また、情報提供を受けた日から3か月を経過していない場合は、原則として再び請求することはできません。

イ 年金分割の請求（標準報酬改定請求）

当事者間の合意又は裁判手続等により定められた按分割合をもって、分割の請求をすることができます。按分割合を定めたとしても、この請求を行わなければ分割されません。

なお、3号分割のみ請求する場合は、当事者二人の合意は必要なく、第3号被保険者であった方からの請求によって年金分割が認められます。

請求できるのは、原則として離婚日から5年以内（※1）です。ただし、裁判が長引き5年に

及んでいるなど、請求期限の例外が適用できる場合がありますので、その場合は年金担当までお問合せください。

- ※1 令和8年4月1日以降に離婚等をした場合、年金分割の請求期限が2年から**5年に延長**されます。ただし、**令和8年3月31日以前に離婚等をした場合の請求期限は従前どおり2年**です。

12 年金に関わる注意事項

(1) 退職一時金の返還

ア 該当者

(ア) 昭和54年12月31日以前に組合員期間が1年以上で公務員を退職し、退職一時金を受給した方で、その前歴を含めた組合員期間が20年以上となる方

(イ) 20年に満たないが、退職一時金受給の際、原資控除（年金を受給するための権利を残すため退職一時金から年金の原資を控除すること。）を受けた方

上記の方は、受給した退職一時金に利子を付して返還していただくことにより、その期間を通算して老齢厚生年金を決定します。なお、通算の有無の選択はできません。

イ 返還額

返還額は、退職一時金の受給額に、期間及び利率に応じて複利計算により算定した利子に相当する額を加えた額となります。利子の計算期間は、退職一時金を受給された翌月から老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなった日の属する月までの期間です。

【返還額の目安】

期 間	返 還 額
29年～31年	受給額の約5倍
32年～34年	受給額の約6倍
35年～	受給額の約7倍

ウ 返還方法

年金請求書記入時に、次の（ア）、（イ）のいずれかを選択します。

(ア) 年金の各支給期における支給額の2分の1を返還に充当し、返還すべき額に達するまで控除

(イ) 1年以内に現金で一括又は分割して返還

エ 返還手続

該当者の方には、年金受給権発生時に送付する年金請求書の「退職一時金に係る項目」に返還見込額が記載されていますので、必要事項を記入してください。

(2) 雇用保険法の給付と年金の調整

65歳未満の老齢厚生年金の受給者が、**雇用保険の基本手当（失業給付）**を受ける場合は、**経過的職域加算額（共済年金）及び退職年金を除いた年金が支給停止となります。**

なお、公務員は雇用保険の被保険者とされていないため、失業給付の対象となりませんが、公立大学法人等の組合員、公務員を退職後に雇用保険適用事業所（東京都の再任用の職員、非常勤教員

を含む。)に再就職した後に退職し、失業給付等を受給することとなった場合は、調整の対象となりますのでご注意ください。

失業保険を受給される場合は、年金とどちらを受給したら有利か十分検討してください。

(3) 刑罰等による給付の制限

組合員又は組合員であった者が、停職以上の懲戒処分を受けて、退職手当支給制限処分となった場合又は拘禁刑以上の刑に処された場合は、支給を受ける経過的職域加算額（共済年金）、退職年金（終身年金に限る）及び公務障害年金の額の全部又は一部が支給停止となります。

また、遺族厚生（共済）年金の受給者が拘禁刑以上の刑に処された場合、支給を受ける経過的職域加算額（共済年金）、公務遺族年金の額の一部が支給停止となります。

ア 制限される期間

当該給付制限を開始すべき月から通算して最大60月

イ 給付制限の対象者と割合

区分	対象者	制限額の計算式
拘禁刑 以上の刑	組合員 受給権者	退職年金（終身年金に限る）の額
		$\begin{aligned} & \text{経過的職域加算額（共済年金）} \times \frac{50}{100} \\ & \text{公務障害年金} \\ & \text{公務遺族年金} \times \frac{50}{100} \end{aligned}$
懲戒 免職	組合員	$\text{退職年金（終身年金に限る）} \times \frac{\text{懲戒処分による退職に引き続く組合員期間}}{\text{年金の基礎となった組合員期間}}$
		$\text{経過的職域加算額（共済年金）} \times \frac{\text{懲戒処分による退職に引き続く組合員期間}}{\text{年金の基礎となった組合員期間}} \times \frac{50}{100}$
		$\text{公務障害年金} \times \frac{\text{懲戒処分による退職に引き続く組合員期間}}{\text{年金の基礎となった組合員期間}} \times \frac{50}{100}$
停職 処分	組合員	$\text{退職年金（終身年金に限る）} \times \frac{\text{停職処分を受けた期間の日数}}{365 \text{ 日}} \times \frac{50}{100}$
		$\text{経過的職域加算額（共済年金）} \times \frac{\text{停職処分を受けた組合員期間}}{\text{年金の基礎となった組合員期間}} \times \frac{25}{100}$
		$\text{公務障害年金} \times \frac{\text{停職処分を受けた期間の日数}}{365 \text{ 日}} \times \frac{25}{100}$

(4) 年金と傷病手当金との調整

老齢、障害年金を受給している方が傷病手当金を受けている場合は、傷病手当金との調整があります。

傷病手当金は、年金の支給額との差額が支給され、年金の支給額が多いときは傷病手当金の支給はありません。（傷病手当金については P145 参照）

(5) 年金と損害賠償との調整

自動車事故などのように、その原因が第三者による行為であるものによって、組合員が負傷又は死亡した場合、組合員又は遺族は、加害者である第三者に対し損害賠償請求を行うことができます。また、同時に、その事故により障害状態になったときは組合員に障害年金、死亡したときは遺族に遺族年金を受ける権利が発生した場合、同一の理由により二重の生活保障を受けることを避けるために、損害賠償金の中の生活保障に相当する額（逸失利益）について、年金の支払が調整されます。調整（支給停止）は、事故日の翌月から起算して最長 36 か月の範囲内で行われます。

なお、組合員の過失が 10 割で損害賠償が受けられない場合や、単独事故の場合、犯罪被害者等給付金支給法に基づく支給が行われる場合等は、調整が発生しません。

(6) 時効について

年金は受給権を有していても、請求しなければ支給されません。受給権の時効は原則として 5 年です。受給する権利が発生した場合は速やかに手続をしてください。

(7) 基礎年金番号について

公的年金制度（国民年金・厚生年金・共済年金）では、平成 9 年 1 月から加入制度が変わった場合でも共通の番号として使用される「基礎年金番号」が用いられています。

この番号によって、組合員の全ての公的年金制度の加入記録を把握し、加入期間の照会や年金相談、請求手続等が迅速、確実にできるようになりました。

そのため、**共済組合資格取得時には、「一般組合員資格取得届書」に基礎年金番号の正確な記入をお願いします。**

また、基礎年金番号施行時に組合員であった方には、平成 9 年 2 月に基礎年金番号通知書を送付済です。20 歳未満又は国民年金や厚生年金に未加入のまま、共済組合の資格を取得した方には、所属所を通じて基礎年金番号通知書を送付します。（令和 4 年 4 月から、年金手帳は基礎年金番号通知書に切り替わりました。）

なお、基礎年金番号未付番の 20 歳未満の子に遺族厚生年金を決定する場合、新たに基礎年金番号が付番されます。

(8) 個人番号（マイナンバー）について

令和 5 年 9 月から、公務員厚生年金等の請求において、マイナンバーの提出が義務化されました。特定個人情報であるマイナンバーは厳重に取り扱う必要があるため、マイナンバーを記載した請求書類を提出する際には、必ず書留等の追跡可能な郵送方法を利用してください。

また、令和元年 7 月からマイナンバーの提示による情報連携が開始したことに伴い、請求書に住民票等の添付が不要になっています。

ただし、何らかの理由でご提示いただいたマイナンバーによる情報照会ができない場合、住民票等の書類の添付をお願いする場合があります。

13 年金Q&A

Q1 退職後すぐに老齢厚生年金はもらえますか？また、もらうにはどのような手段がありますか？

A1 昭和28年4月2日生まれ以降の方は段階的に、特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢が引き上げられていますので、退職後すぐに受給できない場合があります（P183参照）。
60歳以降であれば、希望により支給開始年齢よりも早く、定められた減額率で減額された年金を繰上げて受給することができる制度があります（P184参照）。

Q2 共済年金が厚生年金に統合されましたが、職域年金相当部分はどうなりますか？

A2 被用者年金制度一元化により、職域年金相当部分は廃止されましたが、一元化前までの期間は、経過的職域加算額として支給されます。
なお、一元化後の期間は、新たな退職給付として「年金払い退職給付」が創設されました（P190参照）。

Q3 65歳から支給される老齢厚生年金の請求（昭和36年4月2日以降に生まれた方）は、どのようにすればいいですか？

A3 支給開始年齢（65歳）前に退職する方は、「退職届書 兼 年金待機者登録届書」を提出していただきます。
これにより、年金待機者として年金記録情報が公立学校共済組合に登録されます。
年金の支給開始年齢（65歳）が近づきますと、最後に加入していた年金の実施機関から請求手続についての案内と請求用紙がご自宅に届きますのでご確認の上、手続をしてください（暫定再任用フルタイム勤務中に支給開始年齢になる方は給付貸付課年金担当から所属所経由本人宛てに送付します。）。

Q4 一般組合員から「基礎年金番号を忘れたので、年金請求関係書類が書けない」と言われたのですが、どうすればいいですか？

A4 基礎年金番号は、本来、組合員自身が管理するものです。基礎年金番号は平成9年に付番された時点で、公立学校共済組合に加入していた組合員には、所属所を通じて基礎年金番号通知書が送付されています。基礎年金番号通知書の再交付は、組合員が直接日本年金機構に依頼しなくてはなりません。年金事務の必要から公立学校共済組合でも、組合員の基礎年金番号情報を管理しています。例年10月～11月頃に給付貸付課資格担当から所属所の事務担当者宛てに送付される「組合員・被扶養者現況表」に、基礎年金番号の記載があります。
また、新規採用者が「一般組合員資格取得届書」に基礎年金番号を記載できない場合は、公立学校共済組合の資格取得情報が日本年金機構へ提供されず、国民年金加入の勧奨通知が届くことになります（P214 Q6参照）。
このため、基礎年金番号通知書の再交付等を行っていただき、必ず基礎年金番号を記載の上、ご提出ください。

Q5 退職後に暫定再任用フルタイム勤務で再就職された方が、今年度フルタイム勤務を終了する予定です。老齢厚生年金受給のために必要な手続を教えてください。

A5 暫定再任用フルタイム終了時に支給開始年齢（65歳）になっていない場合は、年金待機者としての登録手続が必要となります。別冊様式集 P190「退職届書 兼 年金待機者登録届書」を提出してください。その後、支給開始年齢になる誕生日の前月までに公立学校共済組合本部から自宅宛てに請求関係書類を送付します。

暫定再任用フルタイム中に支給開始年齢になる場合は、誕生日の前月までに東京支部から所属所を通して請求関係書類を送付します。

また、暫定再任用フルタイム中に年金が決定した方がフルタイム勤務を終了する際には、退職改定の手続を行います。フルタイム勤務終了予定の方には、遅くとも2月中旬までに請求書類を送付します。

なお、年度の途中で暫定再任用フルタイムを終了する場合は個別対応となりますので、給付貸付課年金担当までご連絡ください。

Q6 一般組合員宛てに日本年金機構から、国民年金加入の勧奨通知が届いたのですが、掛金は毎月給与から控除されています。どうすればいいですか？

A6 組合員の資格取得の情報は、公立学校共済組合本部を経由して日本年金機構に提供していますが、提供した情報が日本年金機構のデータに反映されるまで3～4か月程度かかります。

日本年金機構では、年度当初に公的年金の加入が確認できない方には一律に勧奨通知を送付していますので、この勧奨通知に関しては、特に対応する必要はありません。

ただし、半年以上経過しても同様の通知が届く場合は、基礎年金番号の不一致や登録漏れ等が考えられますので、給付貸付課資格担当にご連絡ください。

Q7 短期組合員は年金関係書類の提出が不要であるという理解でいいですか？また、年金関係の問合せ先はどこになるのでしょうか？

A7 短期組合員の加入年金制度は、公務員厚生年金（公立学校共済組合）ではなく、一般厚生年金（日本年金機構）であるため、年金担当へ年金関係書類を提出する必要はありません。ただし、短期組合員から一般組合員に種別変更する場合や一般組合員から短期組合員に種別変更する場合は、所定の手続が必要です。（P47 参照）

年金関係の問合せ先は日本年金機構（年金事務所）または各適用事業所の社会保険担当者等となります。

なお、短期組合員となる以前に公務員厚生年金（公立学校共済組合）の加入歴があり、年金待機者となっている方が当該期間について問合せる場合は、公立学校共済組合本部（03-5259-1122）が相談窓口となります。

14 年金情報の提供等

1 ねんきん定期便（全ての公的年金の加入期間及び年金見込額等）		
毎年通知 (下記節目年齢以外)	はがきで通知 これまでの年金加入期間、年金見込額等	組合員、年金待機者に毎年誕生月の月末に通知
節目年齢 (35歳、45歳、59歳)	封書で通知 これまでの年金加入期間、年金見込額、これまでの保険料納付額、これまでの年金加入歴等	年金見込額は ◇50歳以上⇒60歳まで加入延長した試算 ◇50歳未満⇒これまでの加入実績を基に試算
2 年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書		
毎年通知	はがきで通知 標準報酬月額、付与額、利息、給付算定基礎額残高、年金払い退職給付加入期間等	組合員、節目年齢（35歳、45歳、59歳、63歳）の年金待機者に毎年7月末に通知
3 ねんきんネット（すべての実施機関の見込額が掲載）		
<p>日本年金機構が運営するサイトです。加入記録や見込額を確認するには、マイナポータルからの登録または「ねんきんネットのユーザーID取得」のいずれかが必要です。ねんきんネットのトップページにアクセス後、年金記録を確認する→月別の年金記録を確認する→4.年金見込額 の順で進み、内容をご確認ください。</p> <p>【問合せ先】日本年金機構 HP https://www.nenkin.go.jp/n_net/</p>		
		

4-2

厚生年金の概要

15 他制度の年金関係の問合せ先

民間企業や私立学校に勤務していた期間の年金制度に関しては、下記にお問い合わせください。

ア 私立学校共済組合の加入期間については

日本私立学校振興・共済事業団共済事業 ☎ (03) 3813 - 5291

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5 <https://www.shigaku.go.jp/>



イ 一般厚生年金、国民年金の加入期間については

日本年金機構 ねんきんダイヤル ☎ 0570 - 05 - 1165 (ナビダイヤル) 又は

☎ (03) - 6700 - 1165 (一般電話)

<https://www.nenkin.go.jp/>

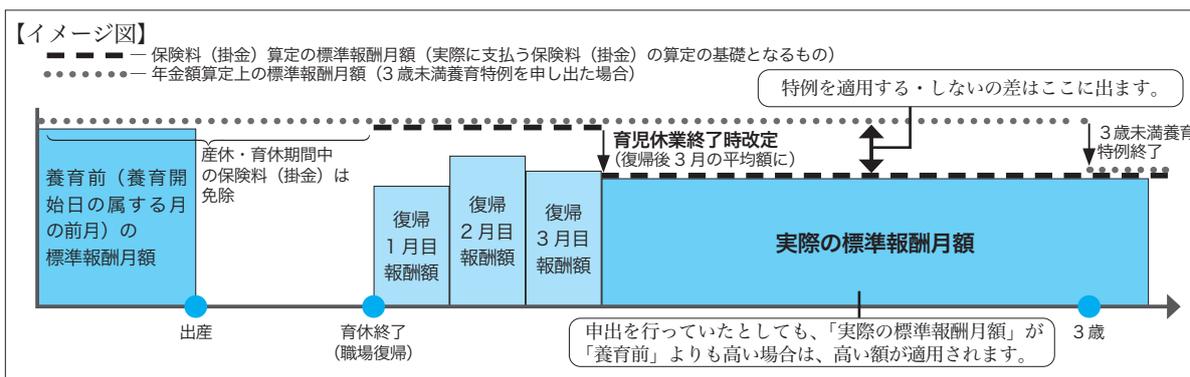


注 昭和41年4月1日生まれまでの女性で、全ての厚生年金保険の加入期間が1年以上ある方は、65歳前から一般厚生年金加入期間に係る特別老齢厚生年金が支給されます。

3 3歳未満の子を養育している期間の標準報酬月額の特例

1 特例の概要

3歳未満の子を養育している組合員が、育児短時間勤務・育児部分休業・転居・異動等で、報酬額が下がることにより将来の年金の給付額が低くなることを避けるために、標準報酬月額の特例があります。3歳に満たない子を養育している父母である組合員が共済組合に申出をしたときは、子が3歳になるまでの標準報酬月額と、子を養育することになった日（出生日等）の属する月の前月の標準報酬月額を比較し、高い方が年金の算定に適用されます。追加の保険料（掛金）の負担はありません。



2 対象者

同居する3歳未満の子（実子・養子）を養育している父母

3 手続

(1) 申出方法

養育する子ごとに申出が必要です。「3歳未満の子を養育する旨の申出書」(用紙No.養育特例1)(以下「申出書」という。)を給付貸付課年金担当に提出してください。

< 添付書類 >

以下ア、イの添付書類が必要です（提出日から遡って90日以内に発行されたもの）。確認後返却します。

ア 世帯全員の住民票（コピー不可、養育特例開始日以降発行のもの）

同居していることを確認するために必要です。組合員と別居の場合は特例を受けられません。

イ 戸籍謄（抄）本（コピー不可）※

親子関係を確認するため、抄本の場合は子の抄本も必要です。

申出書に個人番号（以下「マイナンバー」という。）を記載することにより添付書類を省略できます。添付書類を省略する場合は、マイナンバー記載前に所属所で証明を行い、その後書留等の追跡可能な方法で組合員が支部へ提出してください。処理の流れは（2）「3歳未満の子を養育する旨の申出書の事務処理について（処理の流れ）」を参照してください。

マイナンバーが記載された状態の申出書を、所属所で取り扱わないように御注意ください。

※ 戸籍謄（抄）本は省略できる場合があります（P217 ※1 参照）

(2) 3歳未満の子を養育する旨の申出書の事務処理について（処理の流れ）

＜組合員の作業①＞申出書作成及び添付書類の提出

- ア 申出書提出に際し、添付する資料を確認して用意する。
- イ 子のマイナンバーを記載せずに、申出書の組合員署名欄までを記入する。その際に添付書類欄をチェックする（住民票・戸籍謄本の提出有無）。
- ウ マイナンバーを記載し添付書類を省略する場合であっても、用紙下部のマイナンバー欄は空欄で所属所に提出する。

＜所属所の担当者＞下記表 1、2 により添付書類、提出方法を確認

- ア 所属所受付日欄に受付日を記載（受付印でも可）する。
- イ 申出書の内容を確認して、記載事項が事実と相違ない旨を証明する（公印省略）。
- ウー1 組合員がマイナンバーを記載しない場合
 下記表 2 により添付書類を確認し、不足がなければ交換便等により提出可能。
- ウー2 組合員がマイナンバーを記載することにより添付書類を省略する場合
 組合員に申出書を返却する（下記表 1 参照）。

＜組合員の作業②＞（申出書にマイナンバーを記載する場合のみ）

- ア 組合員が、申出書に養育することとなった子の氏名及びマイナンバーを記載する。
- イ 書留等の追跡可能な郵送方法により、組合員が公立学校共済組合東京支部へ申出書を提出する。

＜表 1＞ 申出書にマイナンバーを記載し添付書類を省略する

申出書の戸籍省略事由※ 1 にチェック	住民票	戸籍謄本	提出方法
する	不要	不要	所属所の証明を受けた後、組合員自身がマイナンバーを記載して書留等の追跡可能な方法で東京支部に提出 マイナンバーが記載された状態の申出書は、所属所で取り扱わないようにご注意ください（※ 2）。
しない	不要	不要	

＜表 2＞ 申出書にマイナンバーを記載しない

申出書の戸籍省略事由※ 1 にチェック	住民票	戸籍謄本	提出方法
する	必要	不要	所属所の証明を受けた後、所属所が東京支部に提出
しない	必要	必要	

※ 1 当該子が支部で被扶養者として認定されたとき及び当該子に係る育児休業保険料（掛金）免除、育児休業手当金が申請されたとき

※ 2 万一、組合員から、マイナンバーが記載された申出書が所属所に提出された場合には、以下のよ

うな方法で対応してください。

- ① 申出書は受け取らず、組合員に申出書の書き直しを依頼する。
- ② 組合員に申出書のマイナンバー部分をマスキング処理してコピーさせ、提出させる。提出されたコピーを申出書として取り扱う。

4 子が3歳になる前に特例を終了する場合

当該子が3歳になる前に以下の事由に該当する場合は、「3歳未満養育特例の適用を終了する旨の届出書」（用紙No.養育特例2）を年金担当あてに提出してください。

- (1) 次の子等の産前産後休業（保険料（掛金）免除）を開始したとき。
- (2) 育児休業等（保険料（掛金）免除）を開始したとき。
- (3) 当該子が死亡したとき、または当該子を別居等で養育しなくなったとき。

5 その他

- (1) 申出が遅れた場合の遡及適用は、申出日の属する月の前月までの過去2年間です。
- (2) 申出日は、「所属所において申出書を受理した日」です。
- (3) 子を養育することとなった日（出生日等）の属する月の前月以前1年以内において被用者年金（公務員・民間・私学）がある場合は、被保険者期間のうち直近の月を基準月として、特例の適用を受けられます。ただし、基準月が公務員期間以外の場合は、年金払い退職給付（新3階部分）への特例適用はありません。

6 Q&A

Q1 現在育児休業中ですが3歳未満養育特例の申出はどんな場合に、いつ提出したらよいですか？

A1 育児休業からの復帰後、子が3歳になるまでの間、子が出生した月の前月よりも標準報酬月額が下がったとき、あるいは下がる可能性があるときに提出してください。育児短時間取得・転居・異動等、標準報酬月額が下がる理由は問いません。復帰後速やかに提出してください。下がらない場合は提出の必要はありません。

Q2 母親が特例適用を申出ているとき、同じ子について父親も特例適用の申出ができますか？

A2 申出ができます。父母ともに組合員の場合、それぞれの要件が合えば、父母ともに適用となります。

Q3 標準報酬月額がわかりません。どのようにしたらわかりますか？

A3 標準報酬月額は年金保険料等算出の基礎となる額です。給料明細書で確認できます。

4-3

3歳未満の子を養育している期間の標準報酬月額の特例

Q4 新規採用教員で3歳未満の子を養育しています。採用前は一般厚生年金に加入していました。申出をすることができますか？

A4 子を養育することとなった日（出産日等）の属する月の前月から1年以内において、被用者年金の被保険者期間があれば、被保険者期間のうち直近の月を基準月として適用が受けられます。この場合は申出をしてください。ただし、基準月が公務員共済組合期間ではないため、年金払い退職給付の給付算定額への適用はありません。

Q5 現在3歳未満の子を養育しており、特例を受けています。他の公務員共済組合に転出となった場合は特例を受けられますか？

A5 転出しても子の3歳の誕生日の前月まで適用は受けられますが、転出先の共済組合で新たに申出をしてください。ただし、公立学校共済組合の他支部へ異動する場合は改めて申出の必要はありません。

4-3

3歳未満の子を養育している期間の標準報酬月額の特例

【参 考】 これから予定されている年金制度の見直しについて

令和7年6月「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」が成立し、公布されました。働き方や生き方、家族構成の多様化に対応すること、現在の受給者、将来の受給者双方にとって、老後の生活の安定、所得保障の機能を強化することが改正の基本の考え方です。

この法律により、非常に多くの法律が改正されることになりましたが、年金の給付に関わる主な変更点は以下のとおりです。

なお、令和7年9月時点での内容であるため、詳細が確定次第、随時通知等でお知らせします。

1 在職老齢年金の見直し（令和8年4月1日施行）

一定の収入のある厚生年金受給権者が対象の在職老齢年金制度について、支給停止となる収入基準額が51万円(令和7年度)から62万円^{*}に引き上げられます(具体的な計算方法はP188参照)。

^{*} 毎年度賃金変動に応じて改定されます。

2 標準報酬月額の上限引上げ（令和9年9月以降、段階的に見直す。）

標準報酬月額（保険料や年金額の計算に使う賃金等の額）の上限について、負担能力に応じた負担を求め、将来の給付を充実する観点から、その上限額が65万円から75万円に段階的に引き上げられます。

3 遺族厚生年金の受給権がある方の老齢年金の繰下げ受給について（令和10年4月1日施行）

令和10年3月31日時点において、遺族厚生年金を受け取る権利を有しており、かつ、65歳に到達していない方（昭和38年4月2日以降生まれ）は、以下のとおりとなります。

- ① 老齢厚生年金は、遺族厚生年金の請求を行っていない場合に限り、繰下げ請求することができるようになります。
- ② 老齢基礎年金は、遺族厚生年金の請求の有無にかかわらず、繰下げ請求することができるようになります。

^{*} 昭和38年4月1日以前生まれの方については、以下の2点をいずれも満たし、かつ老齢厚生年金または老齢基礎年金の請求をしていない場合に、請求していない老齢年金に対し上記①または②が適用されます。

- ・令和10年4月1日の前日において、遺族厚生年金の受給権を有しない者
- ・令和4年3月31日において70歳に達していない者

4 子の加算の見直し（令和10年4月1日施行）

子のある年金受給者の保障を強化する観点から、子に係る加算額の引上げ等を行いつつ、老齢厚生年金の配偶者加給年金の額が見直されます。

5 遺族年金の見直し（令和10年4月1日施行）

（1）遺族厚生年金

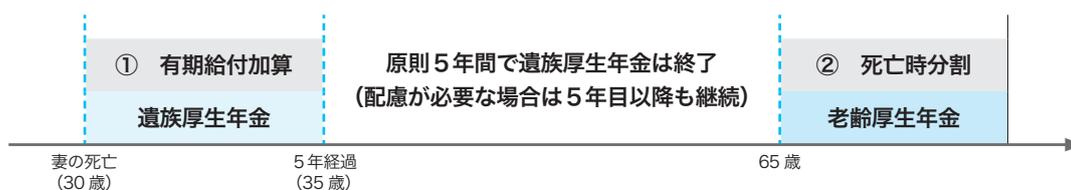
令和10年4月1日以降、遺族となった60歳未満の配偶者については、その性別、収入によらず「5年間の有期年金」となります（遺族が妻の場合は年齢により段階的に変更されます）。ただし、配慮が必要なときは、5年目以降も継続して支給する場合があります。

※ 既に受給権を有する方や施行日において40歳以上の女性は、この改正による影響はありません。

子がない60歳未満の配偶者の遺族厚生年金（見直し後）

- ・ 5年間の有期給付になります。
- ・ 子がない55歳未満の男性にも支給されるようになります。
- ・ 遺族の年金が増額されます（有期給付加算及び死亡分割による）。
- ・ 年収850万円以上の方も受け取れるようになります。
- ・ 配慮が必要な場合は5年目以降も給付が継続されます。

例 子がない30歳の夫が妻を亡くした場合



・ 妻の死亡

妻の死亡から5年間、遺族厚生年金が支払われる。

妻の老齢厚生年金の一部が上乗せされる。☞ ①有期給付加算

・ 5年経過

遺族厚生年金の支給は終了する。

（配慮が必要な場合は、5年目以降も継続する場合あり）

・ 夫が65歳到達

夫の老齢厚生年金が支給開始される。

妻の死亡時までの報酬が、同期間における夫の報酬を上回っているときは、亡くなった妻の厚生年金記録を分割して、夫の老齢厚生年金に上乗せして支給☞ ②死亡時分割

（2）遺族基礎年金

子に支給される遺族基礎年金について、遺族基礎年金の受給権を有さない父母と生計を同じくすることによる支給停止に係る規定が見直され、支給されるようになります。

年金制度の見直しの内容は令和7年9月時点の情報に基づいています。

最新の情報は厚生労働省ホームページを参照してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00017.html

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 年金 > 年金・日本年金機構関係 > 年金制度改正法が成立しました



4-4
(参考)

(参考) これから予定されている年金制度の見直しについて